

弘前大学大学院  
地域社会研究科  
年 報

第19号

Regional Studies

2023

Regional Studies  
Doctoral Course  
Graduate School of Hirosaki University

## 目 次

### 論文（査読なし）

「茶太樓新聞」とその成立前史

外 崎 英 明 …………… 3

重度肢体不自由児の座り込む行動の観察過程における生態学的アセスメントを用いた行動  
コンサルテーションの教職初任者研修への応用

奈 良 理 央・木 村 綾 花・増 田 貴 人 …………… 15

### 研究ノート

むつ市第三セクター法人経営の現状と課題

—脇野沢農業振興公社及びむつ市のインタビュー調査から—

加 藤 恵 吉 …………… 33

### そ の 他

福島県喜多方市の地域ブランドを支える人財育成団体の事例研究：

会津喜多方商工会議所青年部、きたかた商工会青年部、

一般社団法人 会津喜多方青年会議所、NPO日中線しだれ桜プロジェクト、

NPOかけはし、一般社団法人 塩川なまずの里の会

佐々木 純一郎 …………… 45

研究科日誌（2022年4月～2022年12月） …………… 53

弘前大学大学院地域社会研究科年報 投稿要領 …………… 54

弘前大学大学院地域社会研究科年報 執筆要領 …………… 56

# 論 文

(査読なし)



# 「茶太樓新聞」とその成立前史

外 崎 英 明<sup>※</sup>

## 要旨：

大正から昭和初期の弘前で「茶太樓新聞」と題する新聞が発行されていた。発行人は「茶太樓」こと古木名均（こぎな・ひとし、1886～1938）。題字で「花柳界の御用新聞」を自称していたように、その内容は花柳界が栄えた当時の地方都市弘前の街の在り方と深く関わっていた。また「資本家の奴隷雑誌」とも称し、大正デモクラシーの気風も色濃く反映されていた。だが茶太樓新聞はこれまで、学術研究の対象として取り上げられておらず、その存在は地元弘前でも広く知られているとはいえない。本稿は茶太樓新聞研究の端緒として、その基礎的情報を整理するとともに、古木名の生活環境や茶太樓新聞創刊前に古木名が執筆していた「弘前新聞」の署名記事を見ることを通して茶太樓新聞が成立に至るまでの過程を明らかにすることを目的とした。

茶太樓新聞は推計で計650号が発刊された。筆者が勤務する地方新聞社「東奥日報社」（本社青森市）と横浜市の「神奈川近代文学館」にまとまった量が残されているが、その残存率は約50%だった。

古木名は弘前新聞紙上に幅広いジャンルの署名記事を掲載。特に本名で書いた論説の多さは注目に値するものであり、中でも連載「娼婦観」に代表される、社会的弱者に寄り添った視点や、花柳界をめぐる諸問題に対して提示された倫理観には茶太樓新聞の萌芽を見て取ることができた。そして古木名の花柳界への関心は、幼少期の生育環境が花柳界と近接していたこと、そして弘前が軍都となっていく過程で、その花柳界が長じての奉公先の近くに移転していったことの、二つの偶然に強く規定されていた。つまり、茶太樓新聞は、古木名の生活環境に強い影響を受けて生まれた、非常にオリジナリティーの高い著作物であると言える。

キーワード：茶太樓新聞、古木名均、花柳界、弘前

## The Chataro Shinbun and Its Pre-establishment History

TONOSAKI Eimei

## Abstract：

From the Taisho era to the early Showa era, a newspaper called 'Chataro Shinbun' was published in Hirosaki. The publisher is Hitoshi Kogina (1886-1938), also known as 'Chatarō'. As the title proclaimed itself "government newspaper of the Karyukai (world of geisha)", its content was deeply related to the state of Hirosaki, a provincial city at the time when the Karyukai flourished. However, the Chataro Shinbun has not been the subject of academic research, and its

<sup>※</sup> とのさき えいめい 弘前大学 人文社会科学部／大学院地域社会研究科

existence is not widely known even in its hometown, Hirosaki. As a beginning of the Chataro Shinbun research, this paper organizes basic information about it, and also examines Kogina's living environment and the signature article in the 'Hirosaki Shinbun' that Kogina wrote before the Chataro Shinbun was published.

The Chataro Shinbun was published an estimated 650 issues. A large amount remains in the local newspaper company 'Too Nippo' (headquartered in Aomori City) and the 'Kanagawa Museum of Modern Literature' in Yokohama City, but the percentage of remaining number was about 50%.

Kogina wrote signed articles in a wide range of fields on the Hirosaki Shimbun. In particular, the number of articles written under his real name is noteworthy. Among them, the serialization "Shofukan" is representative, and the ethics presented to the socially vulnerable and the various problems surrounding the Karyukai. I was able to see the signs of genius of the Chataro Shinbun. Kogina's interest in Karyukai stems from the fact that the environment in which he grew up in his childhood was close to Karyukai, and that in the process of Hirosaki becoming a military capital, the Karyukai relocated to his place of apprenticeship. It was strongly determined by two coincidences. In other words, it can be said that Chataro Shinbun is a highly original work that was born under the strong influence of Kogina's living environment.

**Keywords** : Chataro Shinbun, Hitoshi Kogina, Karyukai, Hirosaki

## I. 問題の所在と研究目的

大正から昭和初期の弘前で「茶太樓新聞」と題する新聞が発行されていた(図1)。発行人は「茶太樓」こと古木名均(こぎな・ひとし、1886~1938)(図2)。題字で「花柳界の御用新聞」を自称していたように、その内容は花柳界が栄えた当時の地方都市弘前の街の在り方と深く関わっていた。また「資本家の奴隷雑誌」とも称し、誰でも分かる誇張やうそをあえて掲げることで権力を嘲笑。紙上では芸妓の人権擁護や貴族院廃止、治安維持法批判などを展開。プロレタリア文学運動を支援するなど、大正デモクラシーの気風も色濃く反映されていた。

茶太樓新聞について書かれた先行文献で、最もまとまったものが元弘前市立図書館長の故吉村和男氏<sup>1)</sup>が1998、99年、2000年の「年報『市史ひろさき』」第7~9号に掲載した『「茶太樓新聞」とその周辺』である。ただ、その内容は興味深いものながら、必ずしも学術的な検討がなされているとはいいがたい。また、これまでジャーナリズム研究の対象としても、文学研究の対象としてもほぼ取り上げられておらず、日本近代文学館編『日本近代文学大事典』第5巻新聞・雑誌編などの、全国の過去の新聞を網羅した資料などにもその名が残されていない、との指摘もある(齊藤2017)。筆者が現在、記者として勤務している青森県の地方新聞社東奥日報社(本社青森市)には、この茶太樓新聞がまとまった量で保存されているが、ほとんど活用されることはなく、その存在は地域でも一般には広く知られていないとはいえない。ただ、郷土史



図1 茶太樓新聞(大正13年1月1日第7号)  
出所:東奥日報社

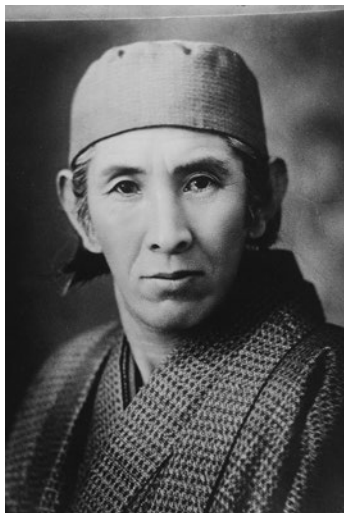


図2 古木名均  
出所：古木名朋子氏

愛好家の中には、この新聞のデジタルアーカイブ化を望む声もある（広瀬2018）など、潜在的に人気が高い史料である。東奥日報社に勤務する筆者はこの新聞の存在を知り、現物を閲覧することで興味を持ち、弘前を中心とした地域の巷間の風俗が一定のまとまった期間にわたり詳述されている点や、大正デモクラシーの影響が地方にどのように伝播していたかを知ることができる点で、学術的に検証する価値があると確信した。歴史に埋もれたこの「茶太樓新聞」が真に地域の史料として広く活用されるためには、その全貌を明らかにする必要がある。本稿はその端緒として、茶太樓新聞の基礎的情報を整理するとともに、古木名の生活環境や、茶太樓新聞創刊前に古木名が執筆していた弘前新聞の署名記事の全体像を見ることなどを通して、茶太樓新聞成立までの過程を明らかにすることを目的とする。

## II. 古木名均と茶太樓新聞の概要

古木名均は1886（明治19）年、青森県弘前市桶屋町80番地に父伝兵衛、母キヌの長男として生まれた。家業は、祖父円次郎の代から油商を営んでいたと伝わる。古木名は小学校を卒業し、同市和徳町にあった久一鳴海呉服店に丁稚奉公に入る。時期は不明だが、1897（明治30）年に上鞆師町に設立された（のちに一番町に移転）弘前新聞に入り、1915（大正4）年に元大工町に設立と同時に弘前大正報に移る。1920（大正9）年1月1日に独立して、生家の場所で「茶太樓新聞」を創刊した（表1）。

表1 古木名均関係年譜

西暦	和暦	年齢	古木名均の出来事	弘前の出来事
1886	明治19	0	5月10日、弘前市桶屋町80番地に父伝兵衛、母キヌの長男として生まれる	
1897	明治30	11	このころ、小学校を卒業して間もなく和徳町の久一鳴海呉服店に丁稚奉公に入る	弘前新聞創刊
				陸軍第8師団設置決定、遊郭街を北横町に移す県令発布
				菊池橋衛、桜1200本を弘前公園に植樹
1901	明治34	15	東京に家出する	
1905	明治38	19	このころ、母方の縁戚の娘で2歳年下のタマと結婚	
1913	大正2	27	「呑気倶楽部」を結成。このころ、弘前新聞の記者として活躍	「弘前日報」創刊
				東北地方大凶作、娘の身売り相次ぐ
				在弘宮城県人会が弘前公園にシタレザクラ250本植える（1914年説も）
1914	大正3	28	呑気倶楽部、北横町と寿町の女郎たちを集め慰安する「慰藉会」を開く	寿町の遊郭「一番楼」で女郎たちが待遇改善要求しストライキ
				北横町の遊郭「長栄楼」で虐待を受けた女郎脱走
				弘前市、西の郭に桜数百本を植樹
1915	大正4	29	「弘前大正報」創設と共に記者となる	
1916	大正5	30	呑気倶楽部、弘前公園で花見を行い話題を呼ぶ	
1918	大正7	32		第1回観桜会が弘前商工会主催で開かれる
1920	大正9	34	「茶太樓新聞」創刊	
1928	昭和3	42	メーデー参加を呼び掛ける記事を掲載する	茶太樓新聞に旧制弘前高校生だった太宰治が短歌を投稿
			市内カフェー女給の人気投票を実施する	
			富田の大火を報ずる	
1929	昭和4	43	弘前警察署取賄疑惑などを警察批判を展開	普通選挙法により市議会議員選挙が実施される
1931	昭和6	45	旧制弘前中学校（現弘前高校）嶽籠城事件を報ずる	
			「鍛冶町を解剖す」「和徳町を解剖する」などの連載読み物を掲載	
1935	昭和10	49	前年の弘前で公娼廃止を受け遊郭の沿革や盛衰を掲載	
1938	昭和13	51	古木名均逝去	
			長男古木名一郎が茶太樓新聞編集発行人に	観桜会を「時局と桜の催し」と改称し開催
1940	昭和15		新聞統制により茶太樓新聞が大正報、陸奥日報とともに弘前新聞に吸収合併	弘前観光協会が発足し新名称の「弘前の桜」を主催
1946	昭和21		古木名一郎「弘前毎夕新聞」創刊	「陸奥新報」創刊
1954	昭和29		弘前毎夕新聞終刊	報恩寺の津軽家墓地在長勝寺に移転、津軽承祐のミイラ発見
				北方警備での弘前藩士の様子を密かに書き残した「松前藩詰合日記」発見
				「広報ひろさき」創刊
				「朝日シールド」社設立

出所：吉村（1998、1999、2000）などを基に筆者作成



明治から大正にかけての本県の新聞は、1877（明治10）年に青森で発行された「北斗新聞」が初めてのもので、次いで1879（明治12）年の「青森新聞」、1882（明治15）年の「陸奥新聞」、1888（明治21）年の「東奥日報」などがある。弘前では1897（明治30）年になって、初めての新聞「弘前新聞」が創刊され、以降、1899（明治32）年に憲政本党の機関紙「北辰日報」と「弘前商報」（後に「弘前日日新聞」に改題）、1900（明治33）年に佐藤紅緑による「陸羽新報」、1907（明治40）年に「東北旭新報」が相次いで発刊されているが、「弘前新聞」「北辰日報」「弘前日日新聞」以外は長続きしなかった。

茶太樓新聞創刊号1面のトップ記事「茶太樓新聞の生れて来た理由」にはこのようにある。

「茶太樓が貧乏ながらも独立の看板を掲げて、東北北海道に将来の発展を俟つ様に成ったのは、平常から姐さん方の浅からぬご愛顧御引立に依る処と深く感謝して居ります。而して多少でも姐さん方の利益になる事は、又茶太樓の為にも利益である事を忘れた事はありませんから、常に姐さん方の為になる事ならば、何事に依らずしてみたいと思っております（中略）姐さん方は遠慮無く茶太樓新聞を利用して戴く事は茶太樓の大に希望とする處でもあり茶太樓新聞発刊の理由でもあるのです」

この記事から、茶太樓新聞は当初、広く一般に向けて発行された新聞ではなかったことが分かる。古木名は花柳界の芸妓たちを指す「姐さん」たちを得意先として、東京で仕入れた三味線の棹や糸、扇子、楊子入れ、帯締め、胴掛け、袋物などの小間物を販売していた。（吉村1998）。

弘前新聞に古木名が「茶太郎」の筆名で1908（明治41）年5月16日から同23日まで8回（1、2回目は同じ16日付掲載）に連載した「行商二日旅」の冒頭には、古木名の行商の様子がうかがわれる文章がある。

「或る時或る所で面會した或る人が私に向つて御前は風呂敷ゴロじやと申されました成程私は筆ゴロや羽織ゴロの様に弱い人を威嚇して金銭を強奪したり腕力を恃んで口ハ飲みしに歩行いたりする程非道乱暴な事は遣りたくつても遣りだけの勇氣がありませんが御世辞を振り撒き愛嬌をこぼして得意先の機嫌を取り大風呂敷を擴げては姐さん達の臍繰金を掻きさらうとするのは私の商賣でありますから何と云はれても辯解の仕様が無いのです（中略）去年の夏主人の店を引取りました翌日から風呂敷ゴロと云ふ一種の商賣に掛つたので有ります（中略）今春去る人に依頼して或る品物を東京から取り寄せて貰ひそれを得意先へ持つて廻ると意外に非常なる喝采を博しまして豫想以上の好結果を得ました（後略）」

茶太樓新聞創刊号の紙面では、市内や青森など県内はもとより札幌、小樽、旭川、函館、秋田、大館、小坂、能代などの遊郭の年賀広告が、B5判8分建てのおよそ半分ほどの紙幅を占めている。題字で「花柳界の御用新聞」を自称していたように、花柳界の芸妓たちや檀那衆などを相手に当初は年1回、正月の年賀広告を載せて発行していたが、1924（大正13）年1月1日付第7号（号数重複）以降は月刊になるなど発行頻度は高まり、内容も花柳界のみならず、市井の多様な出来事に目が向けられていくようになる。

なお、現在のところ、茶太樓新聞の発行部数などの記録は発見できていない。参考までに弘前新聞の創業当時の印刷枚数は約300枚、うち70枚は出資者への無料配布だったという。

古木名は1938（昭和13）年2月12日、胃がんで亡くなる。享年51。墓所は弘前市新寺町の本行寺にある。

その後、古木名の長男一郎が編集発行人を引き継ぐが、茶太樓新聞は1940（昭和15）年、新聞統制により弘前大正報、陸奥日報とともに弘前新聞に吸収合併。一郎は戦後の1946（昭和21）年、「弘前毎夕新聞」創刊するが、1954（昭和29）年終刊した。

現在、茶太樓新聞社があった場所では、一郎の長女で古木名均の孫に当たる古木名朋子氏が暮らしている。1936（昭和11）年2月16日生まれで、亡くなった当時まだ2歳にもなっていなかった朋子氏に、古木名均の記憶はない。ただ、朋子氏は生まれて3カ月目だった自分を大切に抱きかかえる祖父が中央に写った、観桜会の写真を大切に保管している（図3）。古木名均は、1918（大正7）年に





図3 1936年の弘前公園の観桜会（前列中央が古木名均） 出所：古木名朋子氏

始まった弘前公園の「弘前観桜会」のきっかけとなる花見を1916（大正5）年に敢行した「呑気倶楽部」の主宰者で、現在「日本一の桜」と賞賛される「弘前さくらまつり」の立役者でもあった。

次に、茶太樓新聞の残存状況を明らかにする。

茶太樓新聞は1940（昭和15）年9月まで刊行されていた。現在は東奥日報社と横浜市の神奈川近代文学館に現物がまとまって保管されている。また、弘前市立弘前図書館には、双方がマイクロフィルムとなり所蔵されている。現物の残存状況は次の通りである。（表2）

表2 茶太樓新聞の残存状況（東・東奥日報社蔵、神・神奈川近代文学館蔵）

号	東神	東神	東神	東神	東神	東神	東神	東神	東神	東神	東神
1	○ ×	51 × ○	101 × ○	151 × ○	201 × ○	251 ○ ×	301~308 × ×	351 ○ ×	401~430 × ×	451~462 × ×	501~513 × ×
2	○ ×	52 × ○	102~109 × ×	152 × ○	202 × ○	252 ○ ×	309 ○ ×	352 ○ ×	431 × ○	463 ○ ×	514 × ○
3	○ ×	53 × ○	110 × ○	153~161 × ×	203 × ○	253 ○ ×	310 ○ ×	353 ○ ×	432 × ○	464 ○ ×	515 × ○
4	○ ○	54 × ○	111 × ○	162 × ○	204 × ○	254 ○ ×	311 ○ ×	354 ○ ×	433~450 × ×	465 ○ ×	516~520 × ×
5	× ×	55 × ○	112 × ○	163 × ○	205 ○ ○	255 ○ ×	312 ○ ×	355 ○ ×		466 ○ ×	521 × ○
6	○ ○	56 × ○	113 × ○	164 × ○	206 ○ ○	256 × ○	313 ○ ×	356 ○ ×		467 ○ ×	522~524 × ×
7	○ ○	57 × ○	114 × ○	165 × ○	207 ○ ○	257 × ×	314 ○ ×	357 ○ ×		468 ○ ×	525 × ○
8	○ ○	58 × ○	115 × ○	166 × ○	208 ○ ○	258 × ×	315 ○ ×	358 ○ ×		469 ○ ×	526 × ×
9	○ ○	59 × ○	116 × ○	167 × ×	209 ○ ○	259 × ○	316 ○ ×	359 ○ ×		470 ○ ×	527 × ○
10	○ ○	60 × ○	117 × ○	168 × ○	210 ○ ×	260~267 × ×	317 ○ ×	360 ○ ×		471 ○ ×	528~626 × ×
11	○ ○	61 × ○	118~124 × ×	169 × ○	211 ○ ○	268 × ○	318 ○ ×	361~366 × ×		472 ○ ×	627 × ○
12	○ ○	62 × ○	125 × ○	170 × ○	212 ○ ○	269~300 × ×	319 ○ ×	367 × ○		473 ○ ×	
13	○ ○	63 × ○	126 × ×	171 × ○	213 ○ ○		320 ○ ×	368~382 × ×		474 ○ ×	
14	○ ○	64 × ○	127 × ×	172 × ○	214 ○ ○		321 ○ ×	383 × ○		475 ○ ×	
15	○ ○	65 × ○	128 × ○	173 × ○	215 ○ ○		322 ○ ○	384~400 × ×		476 ○ ×	
16	○ ○	66 × ○	129 × ○	174 × ○	216 ○ ○		323 ○ ×			477 ○ ×	
17	○ ○	67 × ○	130 × ○	175 × ○	217 ○ ○		324 × ×			478 ○ ×	
18	○ ○	68 × ○	131 × ○	176 × ○	218 ○ ○		325 ○ ×			479 ○ ×	
19	○ ○	69 × ○	132 × ×	177 × ○	219 ○ ○		326 ○ ×			480 ○ ×	
20	○ ○	70 × ○	133 × ○	178 × ○	220 ○ ○		327 ○ ○			481 ○ ×	
21	○ ○	71 × ○	134 × ○	179 × ○	221 ○ ○		328 ○ ×			482 ○ ×	
22	○ ○	72 × ○	135 × ○	180 × ○	222 ○ ○		329 ○ ×			483 ○ ×	
23	○ ○	73 × ○	136 × ○	181 × ○	223 ○ ○		330 ○ ×			484 ○ ×	
24	○ ○	74 × ○	137 × ○	182 × ○	224 ○ ○		331 ○ ×			485 ○ ×	
25	○ ○	75 × ○	138 × ○	183 × ○	225 ○		332 ○ ×			486~500 × ×	
26	○ ○	76 × ○	139 × ○	184 × ○	226 ○ ○		333 ○ ×				
27	○ ○	77 × ○	140 × ○	185 × ○	227 ○ ○		334 ○ ×				
28	○ ○	78 × ○	141 × ○	186 × ○	228 ○ ○		335 ○ ×				
29	○ ○	79 × ○	142 × ×	187 × ○	229 ○ ○		336 ○ ×				
30	× ○	80 × ○	143 × ○	188 × ○	230 ○ ○		337 ○ ×				
31	○ ○	81 × ○	144 × ○	189 × ○	231 ○ ○		338 ○ ×				
32	○ ○	82 × ○	145 × ○	190 × ○	232 ○ ○		339 ○ ×				
33	○ ○	83 × ○	146 × ○	191 × ○	233 ○ ○		340 ○ ×				
34	○ ○	84 × ○	147 × ○	192 × ○	234 ○ ○		341 ○ ×				
35	× ○	85 × ○	148 × ○	193 × ○	235 ○ ○		342 ○ ×				
36	× ○	86 × ○	149 × ○	194 × ○	236 ○ ○		343 ○ ×				
37	× ○	87 × ○	150 × ○	195 × ○	237 ○ ○		344 ○ ×				
38	× ○	88 × ○		196 × ○	238 ○ ○		345 ○ ×				
39	× ○	89 × ○		197 × ○	239 ○ ○		346 ○ ×				
40	× ○	90 × ○		198 × ○	240 ○ ○		347 ○ ×				
41	× ○	91 × ○		199 × ○	241 ○ ○		348 ○ ×				
42	× ○	92 × ○		200 × ○	242 ○ ○		349 ○ ×				
43	× ○	93 × ○			243 ○ ○		350 ○ ×				
44	× ○	94 × ○			244 ○ ○						
45	× ○	95 × ○			245 ○ ×						
46	× ○	96 × ○			246 ○ ×						
47	× ○	97 × ○			247 ○ ×						
48	× ○	98 × ○			248 ○ ×						
49	× ○	99 × ○			249 ○ ×						
50	× ○	100 × ○			250 ○ ×						

出所：東奥日報社の現物および神奈川近代文学館ホームページを基に筆者作成

東奥日報社には計157号分、神奈川近代文学館には240号分が残っている。このうち、重複しているナンバーは4号、6~29号、31~34号、205~209号、211~224号、226~244号、322号、327号、463~464号の計71号分。このため、両者それぞれでしか所蔵していないナンバーと重複するナンバー

を合わせると計326号分が残存していることになる。

残存の傾向としては、東奥日報蔵は、神奈川にはない創刊号を含め、まだ年刊だった黎明期の貴重な号が残存しているものの、創刊からわずか3年後の35号（大正15年5月号）から204号（昭和6年12月号）と、初期のナンバーが大幅に欠落。逆に、神奈川では部分的に欠落はあるものの、初期から244号（昭和7年10月2日号）までは比較的よく残っている。だがそれ以降はほぼ飛び飛びの状態です31号分が残っているのみとなっている。

つまり前半は神奈川、後半は東奥に多く残っている傾向があるが、両者を合体してみても大まかに200号台後半、300号台後半から400号台前半がブロックとして欠落しており、500号台から600号台については神奈川に計6号分が残るだけである。

また、もっとも新しい神奈川の627号が発行されたのは昭和15年4月28日号。茶太樓新聞は同年9月、時局による1市1社制で弘前新聞に吸収されるが、その間の紙面も残っていない。神奈川に残る最終盤のものから、この時期は週刊だったと思われ、5カ月ほどの間に最大20号分ぐらいが発行されていた可能性もある。このため、おおまかに見積もり、廃刊まで650号が発刊されたと仮定した場合、その残存率は東奥日報分が約24%、神奈川分が約37%。重複を除いた合算分が約50%で、全体の半数が未発見ということになる。

### Ⅲ. 弘前新聞に見られる古木名均の署名記事

古木名均は茶太樓新聞を創刊する前、弘前新聞、弘前大正報の記者として取材、記事を執筆していた。弘前新聞は1897（明治30）年5月19日に東海健蔵、木村象一郎らによって創刊第1号が発行された。弘前市立弘前図書館には1906（明治39）年12月以降の弘前新聞が断続的に残されている。古木名がいつ弘前新聞に入社したかは、現時点で記録は見付けられていない。一方、辞したのは1914（大正3）年12月で、1915（大正4）年2月には同月創刊された「弘前大正報」に移る。同紙については同図書館で残存が確認できるものが1931（昭和6）年12月23日付第5965号現物と、1926（大正15）年12月2日付第4094号コピーの2点のみで、時代が外れており、古木名の痕跡は見られなかった。

よって、1906～1914年の弘前新聞から、古木名均の署名記事や、状況的に古木名が書いたと強く推認される内容の記事2)をすべて拾い、その傾向性を見ることで、茶太樓新聞創刊に至った背景を探ることとした。

最初に「茶太郎」の筆名による記事が見られるのは、1907（明治40）年8月27日付の「弘前都、逸會」である。以降、最後に古木名の痕跡が認められる1914（大正3）年12月5日付の自身の弘前新聞社退社を知らせる「謹告」まで、合計486件の署名が確認でき、その旺盛な筆力をうかがわせた。

なお、当時の古木名の記事には、例えば旅行記の形を取って始まりながら、途中から道中の思索が展開されるなど、一概にジャンルを特定しがたいものも散見されたが、便宜上、主たるトーンで「旅行記」「論説」「ルポ」「小説」「雑観」「その他」の6種に分類した。

最も多かったのは「旅行記」で182本、次いで「論説」95本、「ルポ」69本、「小説」65本、「雑観」56本、「その他」19本だった。これをさらに半期ごとに分類した（図4）。

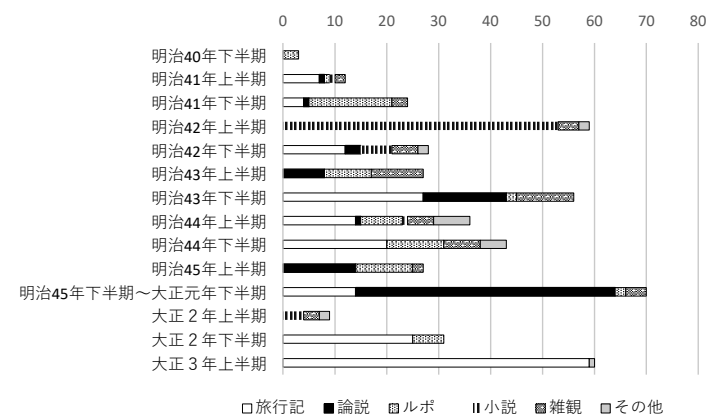


図4 弘前新聞に残る古木名均の署名記事  
出所：弘前新聞を基に筆者作成

「旅行記」は署名記事が掲載された8年の間、比較的満遍なく見られ、特に最終盤の1914年3月17日付から同年6月14日付に掲載された、東京滞在記「江戸遊記」は計67回に及んだ。

明治20年代から40年代にかけて、`紀行文の時代、ともいえるような一時期が現出する。鉄道の敷設によって地方への関心が高まったこと、近代化政策の一として日本全土への地理的掌握が必要とされていたこと、日露戦争の勃発による日本全土への愛国的関心の高まりなどがその要因だったとされる（藤田1985）。古木名の旅行記も、この時代の風潮に触発されたものであるとみることができる。旅行記の目的地は、近場では青森や大鰐といった、今なら車で数十分から小一時間もあれば行けるような場所が目的地であるものも多数見られた。

「論説」については、特に1912（明治45、大正元）年下半期に集中している。これは、11月11日から30回にわたって連載（最終回が見当たらず）され、「茶太樓新聞」の大きなバックボーンともなった芸妓の存在について、古木名がどのような思考を抱いていたのかが詳述された連載「娼婦観」などの論説が多数に渡ったためである。

小説は1909（明治42）年上半期に集中しており、計22回の「ウキヨ」、計16回の「復讐」などが見られた。いずれも庶民の暮らしにテーマを求めており、中でも1909（明治42）年5月7～13日に5回連載された「穢多の娘」からは、古木名の人権意識を見てとることができる。

いずれにしても、古木名は硬軟取り混ぜ幅広い分野で健筆を振るっていることが分かり、後年独立して茶太樓新聞を創刊するだけの、新聞記者としての高い能力を示すものと言える。

また、この間、古木名はいくつかの筆名を使い分けて記事を書いている。分類すると、「茶太樓」224本、「茶太郎」128本、「茶太」4本、「五尺三寸」「五尺三寸生」「『弘前新聞』記者 五尺三寸 古木名均」（「古木名均」と3本重複）など60本、本名「古木名均」49本、「古木名胡弦」3本、「古木名生」1本（「謹告」広告主名含む）、その他（署名なし含む）19本となっている。

その変遷を見ると、当初「茶太郎」だったものが、1910（明治43）年7月25日付で初めて「茶太樓」となり、以降は直後の同年8月1、2の連載「亡き父」で2回だけ「茶太郎」が見られるものの、以降は一貫して「茶太樓」が使われている。「樓」が付き、遊郭を想起させるこの筆名を好んで用いた古木名は、後年、自身の新聞の名称にこの筆名を用いた。

「五尺三寸」は、自身の身長を示す「四尺八寸生」を筆名に用いた、雑誌「實業之世界」主筆野依秀一3）について論じた、1910（明治43）年4月12～14日付の3回連載「實業の世界社長四尺八寸野依秀一に與ふる書」で初めて「『弘前新聞』記者 五尺三寸 古木名均」として使用された。4尺8寸（約150センチ）だった野依よりも身長が高いことを誇示しながらブラックユーモアを交えて痛烈に批判した記事で、古木名は以降、好んでこの「五尺三寸」を筆名に用いた。

これらの筆名と記事ジャンルの相関を見ると、「古木名均」「古木名胡弦」「古木名生」の本名、または名字を含む筆名で書かれたもの計53本のうち、「娼婦観」の29本を中心に44本が「論説」となっており、芸妓の人権などに関する主張をする際、古木名がペンネームを避け、文責を明らかにしようとした姿勢がうかがえる。

その他の筆名で書かれた論説は「五尺三寸」が19本、「茶太樓」などその他が27本あった。「五尺三寸」については、筆名が生まれた前述の理由により、積極的な意味で論説に使用したことが考えられる。また「茶太樓」を使った論説のうち、碇ヶ関への旅行記の形を取りながら、道中の思索を論説風に展開した特殊な形態の連載「ひとはし利」（16本、第10回欠、完の記載なし）と、侠客になぞらえて新聞記者の在り方をユーモアを交え論じた「新侠客主義」（計5回）が大半を占めており、「旅行記」「雑観」などともジャンルが重複するこの2つの連載を、内容を検討した上で便宜的に「論説」に分類したため多くなったものである。

また「古木名胡弦」は中国の楽器二胡の弦に由来するものと思われ、花柳界をはじめ風流好みの古木名の詩吟などに筆名として用いられている。



#### IV. 「軍都弘前」が規定した古木名均の生活環境と当時の花柳界

古木名が花柳界を主な取材対象の一つとしていたのは、自身の周辺環境が強く影響したと考えられる。古木名が生まれた弘前市桶屋町80番地は、1876（明治9）年に設けられた北川端町の遊郭街や、見番、料亭があった通称「椽ノ木」（現在の弘前市本町）に近接していた（図2）。しかし、1896（明治29）年の土淵川の洪水被害と、陸軍第8師団の設置の決定が重なり、県知事は翌年、遊郭街を北横町一帯に指定する県令を出す。師団や連隊の設置により、兵士の利用が増えて遊郭が拡大すると、風紀や教育の面で不都合となり、それまで市街地にあった遊郭街が周辺部へ移転された例は全国的に京都府福知山や島根県浜田などでも見られ（松下2013）、弘前もこの事例に当てはまる。

この遊郭移転の時期と、古木名が北横町近くの和徳町で奉公していたであろう時期が重なることは注目に値する。古木名は生家でも、奉公先でも、遊郭が日常の中で身近に存在していたことになる（図5）。また、弘前が軍都となったことが、間接的に古木名の周辺環境を規定したことになったとも言えよう。遊郭移転が和徳小学校移転という社会問題を惹起し、弘前の街で耳目を集めたこと（4）も、必然的に古木名の遊郭への関心を高めることにつながったと思量される。

試みに、古木名が弘前新聞に書いたこれらの署名記事等のうち、最も芸妓らのことを中心的に論じた連載「娼婦観」の内容について分析してみる。

「娼婦観」は1912（大正元）年11月11日付から同12月27日付までの紙面に30回、途中を欠くことなく確認できた。ただし、12月26日付、27日付が共に第29回となっており、内容は異なるがナンバーが重複している。なお、最後の27日付第29回の記事に（完）など連載を完了する旨の記載はなく、翌12月28日付には記事は認められない。また、29日付から年末までは欠号、年明けの大正2年は1、2月分が全て欠号のため、この連載が計何回だったのかは不明である。

「娼婦観」はタイトルの横にこのような副題が付されている。

「奥様も讀め令嬢も讀め藝者女郎、酌婦、下女も讀め」

第1回は、この副題に沿うように、「お嬢様へ」「お三とんへ」「奥様へ」の小見出を付けた三つの章立てで、

いずれもそれぞれの立場の女性たちに語りかける形で、自身の置かれた境遇に対する不平不満を持つべきではない、そのことを知るためにこの連載を読んでほしい、と論し呼び掛ける内容となっている。

例えば「お嬢様へ」はこうである。

「お嬢さん、貴嬢は怒て居られますネ貴嬢の家は貧乏だから美しい衣服も、赤いリボンも、バイオリンも、淑女画報も買ふて貰ふ事は出来莫いもんだから怒るんでせう？（中略）併しネお嬢さん、私は其れでも貴嬢を幸福者たと思ひます、貴嬢に阿父様は有る、阿母様も兄様も有る、貴嬢は未だ米値段を知ら莫いてせう、貴嬢は毎晩温かい床の中で罪の無い夢斗り見てるんでせう、其れでも貴嬢は不足を云ふ積りならば吾儘は過きますよ

世の女の總ては決して貴嬢の様な幸福者斗りては有りません、貴嬢よりも美しい化粧をし、綺麗な衣服を着て、毎日く遊んで暮してる様な女の中には、貴嬢よりも、貴嬢は可憫相たと云てお錢を呉れた事のある乞食の娘さんよりも、ズツと不幸な女があるのです其女の何者であるかは斯稿を讀んで行

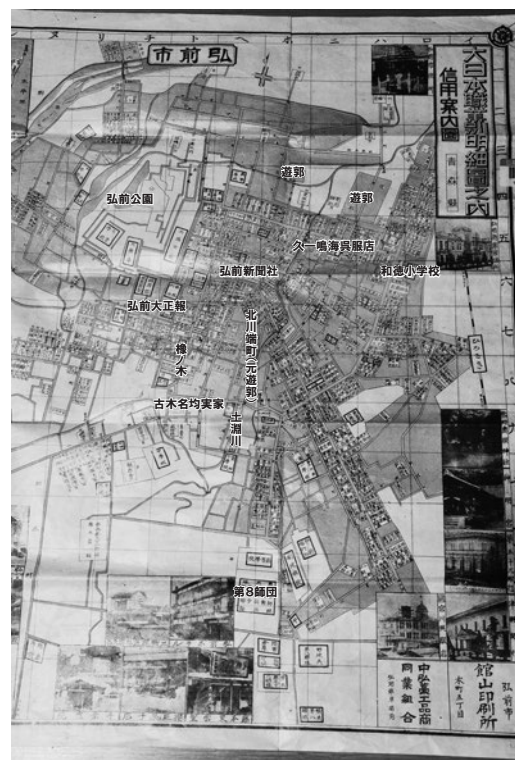


図5 弘前市内の古木名均の関連箇所  
出所：弘前図書館蔵「大日本職業別明細圖之内信用案内圖 青森縣」

くと和解ります、私は貴嬢の吾儘を矯めたい爲めに是非斯稿を讀んで頂き度いのです」

連載「娼婦觀」には各回、小見出しがついている（表3）。これら小見出しに使われた言葉を使って連載に込められた古木名の主張を要約すると、「娼婦」は「社會及び個人」の「道德」「經濟」「衛生」に「害毒」を及ぼすが、彼女たちは「肉慾の満足」のために「不生産的消費」をする男たちを相手に、「生き金が爲」商売をしている「病める弱者」であり「罪惡視する」べき存在ではない、ということころにある。

表3 「娼婦觀」の小見出し

①「お嬢様へ」「お三とんへ」「奥様へ」	⑪「個人の財布も空」	⑳「民族膨張の先驅」
②「おことは利」	⑫「恐る可き亡國病」	㉑「罪惡視する勿れ」「境遇の三方面」
③「藝妓は賣淫種族」「藝者に道德なし」	⑬「花柳病の傳播力」	㉒「賣淫種族の徑路」
④「古人の一夫多妻」	⑭「花柳病の増減」	㉓「病める弱者」
⑤「肉慾の満足」	⑮「新兵と花柳病」「百人中約五人の有毒者」	㉔「嫉妬、猜疑、欺瞞」
⑥「生き金が爲めた」	⑯「淫売種族と道德」	㉕「囚はれた女」
⑦「恐る可き『美の魔力』」	⑰「道德破壊の原動力」「死せる家庭」「商人の破産」	㉖「東京附近の娼妓」「玉と娼妓の相場」「娼妓の身代金」
⑧「害毒の三方面」	⑱「雇人の不徳義」「花柳病の遺傳」	㉗「地方の娼妓」「北横町の遊郭」「娼妓の出身地」「玉の種類」
⑨「不生産的消費」	⑲「父無し兒の父」	㉘「娼妓の前借金」「借金の使途」
⑩「帝都の淫窟と統計」	㉚「賣淫種族と心中」	㉙「娼妓の給料」「娼妓の年期」「年期延長策」

出所：弘前新聞を基に筆者作成

筆者注・⑧の「三害毒」とは「社會及び個人」の「道德」「經濟」「衛生」に及ぼす害毒のこと

古木名は「娼婦觀」以前の記事でも、下記のように同様の主張を繰り返している。

「芸妓は同一社會の一員で階級など、野暮を云はず吾は斯等の人々を平等に觀て同一の待遇を奉るの適當なるを思ふ。自身が芸妓を友人としていることを光榮として感泣するものなり」（1910年11月29日付連載「久しぶ利」第1回）

「婦徳廢頽は士道不振に胚胎す、賣笑國の責任者は女子に非ずして男子なり」（1912年1月1日付論説「賣笑國の新年」）

これらの倫理觀は一貫して女性たちの立場に立ったもので、茶太樓新聞創刊号トップに掲げられた前述の記事「茶太樓新聞の生れて来た理由」につながっていく。

一方、連載「娼婦觀」第2回には、「おことは利」の小見出しでこの連載を書くに至った動機について、その年の6月に刊行され、当時全国的に大きな話題をさらった、第一生命保險の設立者矢野恒太（注5）の著書「藝者論」に触発されたからだ、としている。

「私は矢野恒太と云ふ人は『藝妓論』（筆者注・「藝者論」の誤り）と云ふ本を著述した事を聞きました。私は未だ『藝妓論』を讀んだ事はありませんから其價值を知る事は出来ませんが、爾麼（そんな）著述物が出版されたと聞くと何んたか釣込まれる様な氣に成て、急に自分も書いて見たいと思ふたのです」

ベストセラーとなり、数日の間に版を重ねた同書の第3版（初版6月1日、第2版6月11日、第3版6月23日発行）の巻末には、「本書に對する新聞雑誌の批評及び之に關する記事」が緊急的に収録されている。その中には弘前新聞掲載の記事についても、下記のような記載がある。

「弘前新聞 六月十二日 藝者論の著者△粹なるかな矢野先生

六月九日國民新聞の記事を殆一字も變へず掲載せり」

國民新聞の記事を盗用したのが古木名であったかどうかは不明だが、弘前新聞が「藝者論」に強い関心を寄せていたことがうかがえる。弘前新聞と「一字も變」わからない國民新聞の記事もこの中に収録されている。國民新聞、弘前新聞双方とも、記事中で書名を「藝者論」ではなく「藝妓論」と誤記している。実際の弘前新聞では見出しも「藝妓論」である。

「藝者論」の「跋」には

「(前略) 世人は甚しく其墮落を攻撃するが、能く觀察すれば罪の大部分は周圍にありて、本人等は寧ろ憐むべきものあらずやとの疑問を起し、藝者を中心にして道話を書いて見たいと思ひ(後略)」

とある。古木名が本当に『藝者論』を読んだ事はありませんから其価値を知る事は出来なかったかどうかは不明だが、「罪の大部分は周囲にあり」という矢野の言説と、古木名の主張とは大きく通じるところがある。

また、この連載の中に、当時の弘前の花柳界の状況が具体的にうかがえる統計をいくつか発見した。その出所はいずれも明らかにはされておらず、確実性には疑義も残るが、当時紙上で地域に公表された数字ということで学術的にも一定の史料価値があると考えられる。

①「其筋」によると、1912（大正元）年10月1カ月間、市内壽町、北横町の遊郭に登楼した客は3408人でその揚代金は8319円82銭。娼妓の数は130人で、娼妓10人に対する1日の客数は8人、娼妓1人当たりの1日の遊興費は2円6銭4厘。（第11回）

②「或る方面の確實な調査」によると、同年12月に在弘各部隊に入営した新兵で、疾病のため郷を命じられた者の数、うち花柳病患者数、その他の患者数は次の通り（表4）。（第15回）

表4 部隊別新兵疾病者数

	疾病者数	うち花柳病	その他
歩兵第31連隊	30	12	18
騎兵第8連隊	3	2	1
野砲兵第8連隊	16	2	1
輜重兵第8連隊	13	4	9

出所：弘前新聞1912（大正元）年12月9日号  
野砲兵第8連隊の数字はママ

③同年5月に娼妓の性病の有無を検査、治療した病院「驅黴院（くばいいん）」が設けられてから11月30日までに検査を受けた娼妓の数は延べ3299人。入院者数は同108人、入院日数は190日、延べ日数は1013日、1日平均5人半弱の入院があることになる。娼妓の実人数は平均120人。（第15回）

④壽町と北横町の両方で同年11月現在、121人の娼妓がいるが、11月30日の検査で10人の有毒患者を発見。入院者数は従前からの3人と合わせ13人となった。すべて花柳病患者とはいえないが、毎日病院に通う娼妓も10人以上いる。（同）

⑤北横町の遊郭に現在（筆者注・大正元年12月か）、19軒の貸座敷業者があり、その抱える娼妓は大きいところで7、8人、小さいと3人ぐらい。全部で95～96人いる。これらの出身地は3分の1強が秋田県、本県が2分の1強、山形県、新潟県、宮城県からの者は少ない。本県で最も多いのは西津軽郡出身者で24人、次いで弘前市7人、南津軽郡6人、北津軽郡5人、中津軽郡4人、青森市3人、下北郡1人。（第28回）

これらのデータは、当時、古木名が花柳界に関心を抱くに至った理由の一つに、このような花柳界の隆盛とそれに伴う花柳病の蔓延、さらにはその社会的な害悪があったことを、具体的に裏付けるものとして注目し値するといえよう。

## V. 結論

古木名が「本日限り退社仕候」と弘前新聞社を辞する「謹告」を掲載した1914（大正3）年12月5日付3面には、「古木名君を送る」と題する記事が掲載されている。ここに、古木名の新聞記者としての客観的評価が示されている。

「君が記者としての生活には、毀誉相半ばし、君が麗文彩筆は褒貶相連なる、而かも君や敢て深く學徒の教育を受くる事無く、獨り自ら研鑽の功を積み、筆を以て社会に濶歩するに到り、毫も時流凡俗の云爲に耳を假さず、飽まで一定の操守に向つて奮闘せんとす、意志の強固なるに對しては、深く敬意を表せざるを得ず」

この短文は、これまで見てきた古木名の生い立ちやその異才ぶり、一徹な倫理観を簡潔かつ端的に示している。

古木名は小学校卒の低学歴ではあったものの、花柳界をはじめ、弘前の地域社会に対する旺盛な興味関心を抱き、独学で本県の新聞黎明期の代表紙の一つ弘前新聞紙上に、旅行記や論説、ルポ、小説



など、幅広いジャンルの署名記事を掲載した。その取材意欲と健筆ぶりからは、すでに茶太樓新聞創刊の萌芽とも言うべき才気がうかがえる。旅行記の数の多さが当時の流行に倣ったものであることを考慮すれば、「古木名均」の本名で書いた論説の多さは注目に値するものである。中でも連載「娼婦観」に代表される、社会的弱者に寄り添った視点や、花柳界をめぐる道徳的、経済的、衛生的な諸問題に対して提示された倫理観は、古木名の幼少期の生育環境が花柳界と近接していたこと、そして弘前が軍都となっていく過程の都市形成の上で、その花柳界が長じての奉公先に移転していったことという、二つの偶然に強く規定されていた。つまり、その延長上にある茶太樓新聞は、弘前に於ける古木名の生活環境に強い影響を受けて生まれた、非常にオリジナリティーの高い著作物であると考えられる。

一方、当時のベストセラーである、第一生命保険の設立者矢野恒太の「藝者論」の主張との類似性は、今後の検証課題としたい。

弘前の街の在り方に大きな影響を受け、その地域性を色濃く反映していると言える古木名の弘前新聞での言論は、茶太樓新聞へと受け継がれていく。茶太樓新聞の残存率は約50%と低いが、今後、テキストの検証を進め、その価値を疎明すると共に、有効活用に向けた環境整備のために何ができるのかを考えていきたい。

## 注

- 1) 1927年弘前市生まれ。日本大学文理学部卒。主著に「金木屋物語」「東北の電気物語」「北方警備と津軽藩」「津軽の文明開化」などがある。当時、弘前市史近・現代部会に所属していた。2000年2月に「『茶太樓新聞』とその周辺」下を掲載した「年報『市史ひろさき』」第9号の発刊を待たずして亡くなった。
- 2) 1909（明治42）年5月14日付の、自身の務めていた久一鳴海呉服店の「久一大懇親會について」に続いて同18、19日付に無署名で掲載された「久一呉服店同勤會」（2回続き）や、1911（明治44）年の黒石の開町250年祭の際に特派員として黒石に滞在した際の「特派員」名義の記事など。
- 3) 1885（明治18）年、大分県下毛郡中津町生まれ。慶應義塾商業夜学校に通い、1905（明治38）年、石山堅吉らと「三田商業界」を創刊。1908年に「實業之世界」に改題。新渡戸稲造などの要人と関係を持っては、対立して絶縁。同誌で攻撃した。電灯料3割値下げ論を発表し、同誌で東京電燈会社攻撃キャンペーンを展開、恐喝で入獄するなど、ブラックジャーナリズムの元祖と言われた。
- 4) 弘前の場合、遊郭移転先のすぐ隣に和徳小学校があったため、地元住民が反対運動を起し、和徳小学校区会が小学校移転を計画。学校敷地を6千円で売却して移転費用に充て、1898（明治31）年9月、旧和徳村俵元の現在地に移っている。
- 5) 上道郡角山村（現岡山市）に生まれる。日本生命に医員（診査医）として就職後、共済生命設立に参加、同社総支配役に就任。のち農商務省に勤務し、保険業法を起草する。また同省商工局保険課の初代課長に就任。1902（明治35）年わが国最初の相互会社第一生命を創立、以後専務取締役、社長、会長を歴任した。この間、東横、日蒲両電鉄社長、第一相互貯蓄銀行頭取、生命保険協合理事などの要職も兼任した。また「日本国勢図会」を刊行し、統計知識を国民に普及することや、三徳塾開設等、農民教育刷新などにも尽力した。

## 引用参考文献

- 青森県史編さん通史部会（2018）『青森県史通史編3』
- 齊藤利彦（2017）「青森の反骨の新聞 高校生の太宰も投稿」毎日新聞6月12日付東京夕刊
- 佐藤卓己（2021）『負け組のメディア史 天下無敵 野依秀一伝』岩波現代文庫
- 東奥日報社（1988）『東奥日報百年史』
- 弘前市企画部企画課（2005）『新編 弘前市史』通史編4（近・現代1）
- 弘前市企画部企画課（2005）『新編 弘前市史』通史編5（近・現代2）
- 広瀬寿秀（2018）「広瀬院長の弘前ブログ」2月15日付「歴史研究としての新聞、茶太樓新聞」
- 藤田叙子（1985）「紀行文の時代（一）—田山花袋と柳田国男—」『三田國文』No.3、pp33
- 松下孝昭（2013）『軍隊を誘致せよ 陸海軍と都市形成』吉川弘文館 pp214-216
- 矢野恒太（1912）『藝者論』博文館
- 吉村和男（1998）『『茶太樓新聞』とその周辺』上、年報『市史ひろさき』第7号
- 吉村和男（1999）『『茶太樓新聞』とその周辺』中、年報『市史ひろさき』第8号
- 吉村和男（2000）『『茶太樓新聞』とその周辺』下、年報『市史ひろさき』第9号



# 重度肢体不自由児の座り込む行動の観察過程における生態学的アセスメントを用いた行動コンサルテーションの教職初任者研修への応用

奈良 理央\*・木村 綾花\*\*・増田 貴人\*\*\*

## 要旨：

**研究の目的：**ある重度肢体不自由児の座り込む行動を標的行動とし、観察過程で使用する生態学的アセスメントの作成、及び行動コンサルテーションの実施効果の検証を目的とした。**研究計画：**標的行動の生起率を算出するとともに、約2ヶ月間の生態学的アセスメントから登校前と登校後の事態の生起率を同定した。そして、その中から標的行動の生起率と類似傾向にある事態の生起率を選択し比較した。さらに、担当教師の行動変容法に対する知識量の変化を、行動コンサルテーション実施前後のKB PACの得点によって比較した。**場面：**登校前（家庭と自動車内）と登校後（学校の玄関付近）。**対象者：**両下肢にマヒのある生徒とその担当教師（初任者）。**介入：**標的行動が見られた時は立たせたり、歩かせたりしないでそのまま座らせるようにし、行動観察した。**行動の指標：**標的行動の割合を「座り込み率」として算出する。**結果：**標的行動の割合は、睡眠時や登校途中の自動車内でのてんかん発作との関連性の高さを示したが、登校後の事態との関連性はなかった。**結論：**結果から、対象児の座り込む行動はコミュニケーション行動ではなく、てんかん発作後の後遺症状である可能性が唆された。また、担任教師のKB PACの得点から行動コンサルテーションの効果も確認できた。

キーワード：肢体不自由児、行動コンサルテーション、生態学的アセスメント、KB PAC

## Application of Behavioral Consultation to The Teacher Beginner Training Using an Ecological Inventory on Observation Processes of That The Student with Severe Physical Disabilities Has Sat Down with a Flop Everywhere

Michioh NARA\*・Ayaka KIMURA\*\*・Takahito MASUDA\*\*\*

## Abstract：

**Study objective:** We assumed the behavior that a student with severe physical disabilities sat down with a flop everywhere as a target behavior and were aimed for the inspection of the enforcement effect of making of the ecological inventory to use in observation processes of the target behavior and the behavioral consultation. **Design:** We calculated the occurrence rate of the target behavior and identified the occurrence rate of the event after the school attendance if before school attendance from the ecological inventory in approximately two months. And we chose the occurrence rate of the event in the similar tendency and compared it with the

\* なら みちおう 北里大学獣医学部教職課程  
\*\* きむら あやか 青森県立森田養護学校  
\*\*\* ますだ たかひと 弘前大学教育学部

occurrence rate of the target behavior from that. Furthermore, we compared the change of the quantity of knowledge for the behavior modification of the teacher beginner by a score of KBPAC before and after the behavioral consultation enforcement. **Setting:** Before school attendance (in home and car) and after school attendance (the entrance neighborhood). **Participants:** A student with the paralysis to both lower limbs and class teacher who supported the target student. **Intervention:** When the target behavior was confirmed, we let a student changed the place and sat down without we let a student stand, and letting a student walk and observed a behavior. **Measurement:** We calculated the ratio of target behavior as “sit-in rate”. **Result:** The ratio of target behavior indicated sleep time and the relative height with the epileptic seizure in the car attending school, but there was not the relation with the situation after the school attendance. **Conclusion:** The behavior that the target student sat down was not a verbal behavior, and a result suggested the possibility that it was the late effect of the epilepsy attack. In addition, we were able to confirm the effect of the behavioral consultation from the KBPAC score of the teacher beginner, too.

**Key Words:** physical disability, behavioral consultation, ecological inventory, KBPAC

## I. 目的

教員の専門性向上が論じられるようになって久しいが、子どもの示す行動に対する教員の「みとり」能力（以下、みとりと表記する）はその核になると考えられる。みとりとは抽象的な言葉であり、その具体像については未だ明確化されてはいないが、特別な支援を要する子どもの行動や認知を把握し、適切な指導・支援を行うためには重要な能力の1つと考えられる。そして、そのみとりの具体的なツールとしての生態学的アセスメント（the ecological inventory：以下、EIと表記する）はきわめて重要となるだろう。しかし客観性、妥当性等を担保しつつ一人の教師が独力でEIを機能的に展開することは容易なことではなく、新任教員であればなおさらであろう。障害のある子どもの状況の把握やみとりの正確さの向上のためにEIを的確に使用し、障害特性や行動問題の原因究明、その対処に関する助言・支援やその効果について、十分に検討していく必要がある。

筆頭著者は、上記の課題意識により特別支援学校における初任者研修に行動コンサルテーション（以下、BCと表記する）の援助システムを試行した（奈良他、2022）。本稿はこれに引き続き、BCの援助システムを初任者研修の研修内容の指導時に応用することにより、実際場面に即しながら課題の解決法を習得できるという利点生まれ、児童生徒の課題解決がより具体的で効率的なものになるのではないかと考え、その実践を試み、成果を検証した。

そこで本稿ではまず、BC実践の前提になる教員のみとり、特別支援学校教員の専門性向上に関する議論、及びEIやBCをめぐる議論を概観する。その上で実践を試み、成果を検証する。加えて実践においては、コンサルティのみとりの正確さの向上の観点から、問題の同定、分析の段階でのEIを重視しながら、行動問題である座り込む行動の原因究明、及び初任者の行動変容法に関する知識の量の初任者研修実施前後での比較を試みる。

## II. みとりに関する議論

### 1. 特別支援学校教員の専門性向上とみとり能力



本稿は、子どもの示す行動に対する教員のみとりを、教員の特別な職人技的能力としてそのメカニズムを探ろうとするものではない。むしろ、子どもの状態を同定するための誰でも習得可能な一般化された方法を用いることにより、子どもの状態像を明らかにしようとする試みである。加えて、その習得過程において実施したBCの効果を中心に検討しようとするものである。したがって、みとりに関連した先行研究に見られるような教員同士の能力比較や、教員の専門性全体の向上を目的とした研究とは異なるものである。

しかし、みとりを教員の専門性の1つとして捉えると、その具体像がある程度イメージしやすくなるため、先行研究との関連性を検討することは重要と考える。

そこでまず、教員の専門性向上が注目されることになった研究等のごく一部について概観する（柴垣、2017）。以下はその代表例である。

- ①日本特殊教育学会特殊教育教員養成問題研究会報告（1980）
- ②日本教育大学協会全国特殊教育研究部門免許問題検討委員会（1999）
- ③21世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議「21世紀の特殊教育について～一人一人のニーズに応じた特別な支援の在り方について～（最終報告）」（文部科学省、2001）
- ④太田正己（2004）特別支援教育のための授業力を高める方法
- ⑤木村宣孝ら（2006）生活単元学習を実践する教師のためのガイドブック
- ⑥中央教育審議会教員の資質能力向上特別部会基本制度ワーキンググループ「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について（答申）」（文部科学省、2012）
- ⑦中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進（報告）」（以下、特特委員会報告とする）（文部科学省、2012）
- ⑧澤田真弓研究代表（2013）インクルーシブ教育システムにおける教育の専門性と研修カリキュラムの開発に関する研究。独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 専門研究A研究成果報告書
- ⑨特特委員会第4回会議尾崎委員提出資料（2016）

これらの研究・報告等から推察できることは、第一として、背景に特別支援教育においては「障害者の権利に関する条約」の締結に伴い、その理念上国内のインクルーシブ教育システムの構築が求められ、全ての教員が特別支援教育、特に発達障害に関する一定の知識・技能を有することが必要となったことが挙げられる。第二は、このことを受けて中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進（報告）」（文部科学省、2012）では、特別支援学校教員の専門性向上の方策について、特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状（当該障害種又は自立教科の免許状）取得率が約7割という状況を踏まえ、特別支援学校教諭免許状の取得率の向上を図ることを当面の課題としたことである。このような状況から特別支援教育においては、特別支援学校教員としての専門性を早急に確保しなければならない実情があったことが窺える。

一方、2000年代に入ってから専門性についての論議はより具体的になり、障害のある子どもの教育に携わる教員の専門性を人間性や障害児理解の観点から論じた研究（太田、2004；木村ら、2006；澤田ら、2013）が散見される。澤田ら（2013）は、全ての教員に求められる基盤となる専門性と個々が担当する職種・役割ごとの専門性があるとした。また太田（2004）は、特別支援学校教員の専門性の中核は、授業をする、授業をつくる、あるいは授業を改善する力であり、他校種（例えば小学校等）の教員はすぐに真似できないような専門性の高い授業ができる力量を身につけていることとした。これを踏まえ柴垣（2016）は、特別支援学校教員の専門性、特に若手・中堅教員に求められる専門性は、学級担任や授業担当としての授業づくりに必要な専門性であり、幼児児童生徒の心理・生理・病理に関する一般的な知識や理解、教育課程、指導法に関する深い知識・理解及び実践的指導力であるとした。

柴垣（2017）は、これらの先行研究から示された特別支援学校教員の専門性と資質能力向上特別部

会答申に述べられた資質能力の内容とを合わせて、以下の3点にまとめた。

- (1) 教職に対する責任感、探究力、教職生活全体を通じて自主的に学び続ける力（特別支援学校教員としての使命感や責任感、障害のある子どもに対する教育的愛情）
- (2) 専門職としての高度な知識・技能
  - ・ 障害のある子どもの教科や教職に関する高度な専門的知識
  - ・ 障害特性に応じた学びを展開できる実践的指導力
  - ・ 教科指導、生徒指導、学級経営等を的確に実践できる力
- (3) 総合的な人間力（豊かな人間性や社会性、コミュニケーション力、同僚とチームで対応する力、地域や社会の多様な組織等と連携・協働できる力）

これらからは、社会のグローバル化や情報化、少子高齢化など社会環境の急激な変化の中で、学校教育において変化に対応できる人材の育成が急務であるとの問題意識に基づいた中教審の考え方が反映されていることが窺える。そして、先行研究に共通するのは、まずは人間性であり、次いで専門的知識・技能を挙げている点である。しかし、これまでの先行研究や特特委員会での議論からも、あるいは国からも、特別支援学校教員の専門性の内容や養成・採用・配置・研修について具体的に示されたものはなく、このことに関する議論は不十分なままである。また、これらの研究・報告の中にはみとりという文言の記述もないことから、上記(1)から(3)の3点とみとりの具体像との明確な関連性を指摘することはできない。

さて、筆頭筆者はみとりを教員の専門性の一部であると捉えながらも、残念ながらその具体像については明確化できないが、冒頭でも述べたように本稿はみとりのメカニズムを明確にしようとするものではなく、具体的なみとりの方法やみとった結果を検討するものである。例えば、ある教員が子どもの状態を「いま～をしている状態」や「いま～であるのは～が原因になっている」などと同僚の教員に説明している場面などで、その説明に対する根拠を問われると一瞬逡巡する光景を見かける。そうした際、教員同士の関係が気まずくなるのを避けたり、時間が無いことなどを理由にしたりし、本質を探ろうと努力することはまず希である。また周囲の教員たちもその状況に敢えて介入することもしない。したがって、その子どもの状態が何を示しているのかについての解答は得られることはなく、その状況が子どもの生死に関わる重大な問題を孕んでいる緊急事態であったとしても見逃す結果になってしまうだろう。このことは、教員にとってその状況をみとり、その後起こることを予測し対応できる能力が不可欠であることを意味している。このような場合、みとらなければならない事柄はある程度決定されており、言い換えれば、みとりができてもできなくても、結果としての求められる客観的で適切な判断は必然的に存在しているということであり、みとりは結果予測の能力と捉えることができる。したがって、みとりは想像力や洞察力、判断力等に関連する蓋然的かつ総合的な技能と捉えることができるという考えた方もあろうが、いずれにせよみとりを教員の専門性とし、習得や向上を図るためには、より一層の具体化が必要と考えられる。

教員の専門性の中身に言及すると、先行研究とされる文献においても、障害のある子どもに対する教育的愛情、障害に対する理解などのような定性的な定義であったり、あるいは支援のための知識・技能など定量的であってもそれのみでは具体的なパフォーマンスに結びつかないものだったり、みとりの具体像とマッチするものはなかなか見つからない。

さて、ここまでの概観からはみとりを操作的に定義するのは容易ではないが、子どもの指導・支援に必要な1つの総合的・専門的スキルであるという可能性は高い。みとりがスキルであるならば、ある程度の訓練によって習得可能と考えるのが妥当であろうが、その習得や向上に関する方法について明確に述べられた文献は少ない。以下に関連する先行研究をあげる。

教員のみとりに関する研究では、平野（1995）の総合的な学習の時間に関して教員のみとりが重要であることを指摘したもの、鹿毛（2007）の教員の「見る目」を磨く必要性を指摘したもの、秋田・佐藤・岩川（1991）の教員の成長を課題とした熟練教員と初任教員の用いる思考の特徴についての比



較検討などがあるが、「授業」という実践場面における検討が中心であった。一方、教員のみとりに関して子どもの「記述」に着目した西岡・梅澤・宮本（2001）の研究があり、ポートフォリオ評価が教員の力量形成に及ぼす効果について事例研究を通して検討している。また、明圓・瀬戸（2015）は、子どものノートやワークシートの記述から教員のみとりに着目し、熟達教員と若手教員の総合的な学習の時間におけるみとりの差異やそれぞれの着眼の特徴を明らかにすることを目的にした研究を報告している。しかし、これらの研究は定性的で漠然としたものが多く、みとりの具体像を捉えるにはエビデンスが希薄であるような印象を抱く。

一方、特別支援学校の学校研究の中には、教員の気づきを支援するためのチェック・リストの作成をテーマにしたものが散見されるが、チェック・リストの作成に関連したものはあっても、チェック・リストを使用した結果に関連し、科学的考察をしたものは少ない。また、それらの研究の中には研究目的・方法そのものに問題があるように考えられるものもある。とは言え、教員間の経験差に注目した研究などは大いに評価できるし、また、その傾向は経験的にも首肯できるが、経験値のみを論点にするのではみとりの具体像を明確にすることにはつながらないように考える。現行の特別支援学校学習指導要領解説の総則編（文部科学省、2018）でも、その第2章第4節3「学習評価の充実」において、みとりに関連すると考えられる若干の記述が見られ、資質・能力の三つの柱の一つである「学びに向かう力、人間性等」の説明では、評価における重要視点として多面的・多角的な評価の必要性を述べている。しかし、これもまた多面的・多角的が意味するところの具体性が示されなければ適正な評価にはつながらない。

## 2. BC及びEIとみとり

さて、前述の教員のみとりに関する先行研究をクリティカルに考えたとき1つの推論が生じる。それは、教員間の経験差とみとりへの影響の関連を論じている研究の場合、子どもサイドから考えると、教員の力量不足がインストラクション上の1つのデメリットになり、教育上の不平等や学力差を生じさせる可能性があるのではないかという疑問である。つまり、教員間の経験差がみとり能力に影響しているという関連性の面での研究と同時に、経験差に対する対応策を講じるような問題解決面からの研究も重要であり、両面からのアプローチが必要であるということの意味する。しかし、単に教員の力量不足を当該の教員の資質や努力等の問題にしてしまうとその責任所在は教員個人に帰結し、そこから一般的法則性を導出することは困難である。したがって、ここではあくまで経験差のみに特化すべきであろうが、単に経験差を不可避なものとして扱うと、その解決を時間経過に委ねる結果になり、極めて消極的で時間のかかる非効率的な対応になりかねない。むしろ、教員間の差を埋めるような現実的で具体的な方策が積極的に提案されるべきで、そのような研究が求められているように思料する。

一方、教育技術の習得にはある程度時間を要することは当然であるが、昨今の教育現場においては、働き方改革などを背景に初任者研修に充当する時間さえ削減対象になり、業務効率化の方向に傾斜する現状にある。今後、効率化と簡素化は一層進むものと考えられるが、同時に、蓄積された教育技術の継承や新しい知識・技能の習得をどのように進めるかという逆説にも似た命題の存在も見え隠れする。

ところで学校における初任者研修は、教育公務員特例法第23条により法定研修として位置づけられ、「任命権者は、当該教諭等（政令で指定する者を除く。）に対して、その採用の日から1年間の教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修（以下「初任者研修」という。）を実施しなければならない」と定められている。そして、その目的の1つとして初任教員の専門性や実践力の向上があげられる。以下、特別支援学校における初任者研修に特化して論ずるが、特別支援学校での子どもの指導・支援では、障害に起因する困難により、教科指導の内容とは異なる専門性が求められるため、その習得について特別に配慮されなければならない。特に、初任者の中には特別支援教育を専門的に学ぶ機会が少なかったり、特別支援教育そのものが未経験であったりする者があるため、まず、障害のある児童生徒への接し方や指導・支援の方法等を身につけることが教科指導の前提として必要とな

る（奈良他、2022）ものと考えられる。

前述の初任者研修関連法令により、特別支援学校には初任者に対する専門的な相談や援助の提供を行う初任者研修担当教員が配置され、勤務校においてほぼ1年間特別支援教育全般に関する内容が講義を中心に個別指導の形態で行われる。研修の成果は、初任者の児童生徒に対する具体的指導場面における指導内容や技法として発揮される。こうした指導技法のほとんどは、初任者研修指導教員側から見れば初任者を児童生徒に対する介在者としていることから間接的（indirect）であり、初任者は初任者研修指導教員の間接的援助を受けながら児童生徒の指導・支援を行うことになる。

さて、このような初任者研修の間接的な援助を1つのシステムとして見ると、コンサルタント（初任者を指導する立場の教員）、コンサルティ（初任者）、クライアント（児童生徒）の三者関係で成り立つコンサルテーション（consultation）のシステムに類似する。コンサルテーションは、この三者関係での援助・相談の過程を通して問題解決を図ることを目的とする間接的援助技法である。コンサルテーションには数種類のモデルが存在し、中でもBC（behavioral consultation; Bergan, & Kratochwill, 1990）は、行動論の立場に基づくアプローチを駆使して、コンサルタントが具体的、効率的、さらには科学的にコンサルティを支えながら、クライアントに関与する間接的な援助技法であると言われ（松岡・加藤、2004）、その有効性が確認されている。このことは、初任者研修をBCの概念で捉えることによる効率的な問題解決や科学的根拠に基づいた教育活動等、もたらされる効果が高いことを示唆している。BCは心理学的コンサルテーションの一種であるが、その系統性が明確化され、わが国に紹介されたのは、2004年であり（加藤、2004）、10余年経過した。しかしながら臨床事例が少なく、その価値の確認と効果の検証は今後の作業に委ねられている。また、この行動論的アプローチ自体、誰もが習得可能ではあるがその習得には一定期間の学習と経験を必要とする。しかし、そのような学習と経験を蓄積するためのわが国の受け皿は未整備であり（大石、2000）、BCを実施し、クライアントに行動変容が見られるようにコンサルティを支援するには、家庭や学校、支援施設の実情に即した工夫が必要とされる（松岡・加藤、2004）。

このようなBCの技法を初任者研修に応用することは、初任者の研修活動を効率化し、実践的・具体的解決方法の立案が容易になる可能性を高めるものと期待できる（奈良他、2022）。さらに、問題解決が科学的に遂行されれば、結果の妥当性も当然高く、分析・解釈も容易になり、指導・支援の根拠が明確になると考えられる。

BCは、行動科学を基本としており、コンサルタントとコンサルティによる標的行動や援助感共有の前提として、クライアントに関する詳細な行動の記録が重要となる。

WHO（世界保健機構）がICIDHからICFへの障害観の転換を発表して以来、障害に対する概念も大きく変化し、子どもの実態把握の仕方は従来とは様変わりした。すなわち、それまでの個人因子を中心とした障害観が、環境因子を重視するものになり、特に障害に対する評価方法は、いわば環境モデルによる評価に変貌したと考えられる。具体的には、人が生きていく上で関連する全てのものとの相互関係を明らかにしようとするものであり、これは家庭や学校だけが行うのではなく、医療・福祉・司法・産業などの他領域と協働して行うための方法論が求められたと言ってもいいかもしれない。

したがって、EIにおいては子どもを取り巻く環境を徹底的に調査するといった傾向が強く、それが従来の実態把握とは異なる部分であり、BCにおいてはEIを綿密に行い、できるだけ子どもの正確な事実を把握して実施することがスタンダードになっている。「生態学的アセスメント」という名称は聞き慣れた言葉ではないため、「生活環境のための調査項目」と言い換えて使われることもある。学校において生活環境の調査は個別の指導計画などの作成時に必要情報を得るための手段となるため、子ども個人の教育計画を立案する上では特に重要である。今やEIを適切に行うことは教員の専門的知識・技能と言っても過言ではなく、みとりを教員の専門性の1つとみなす根拠になるものと考えられる。また、教職経験の少ない教員にとっては子どもの状況のみとりが適切にできないことが予想されるため、多くの学校や支援施設等ではチェック・リストが使用されている。

チェック・リストは、簡単に言えばEIの調査項目を質問肢に替えたものであり、支援者が対象となる子どもの実態を把握する際の手助けになる。このことを初任教員や経験の少ない教員に当てはめると、EIやチェック・リストの調査項目は子どもの見方そのものであり、昨今では、普通学校における発達障害のある児童生徒に対する指導計画の立案や指導方法を知る上でのスクリーニングの役割を果たしているように聞く。よって、みとりの幅が狭い教員にとっては援助方法の1つになり得る可能性が高く、みとりの向上や援助にはEIが極めて重要であると考えられる。

さらにEIは、使用者が独自に目的に応じて項目を広げたり、絞ったりすることも可能であり、目標や手段を見出したい場合などに利用できる。本稿の場合でも、研究対象児のコミュニケーション手段が少なかったことから、研究対象児本人から情報を得ることはかなり困難であったため、家族やこれまで研究対象児とかわったことがある教員などからの情報は重要であった。つまり、情報が少ないと情報同士を比較することができないため信頼性を欠くことになり、指導・支援の方向性を誤るリスクが高まるのだが、情報が多くそれを整理することが可能であれば、そのリスクは減じることができると考えられる。また、情報の正確さはBCの実効性に大きく影響する。曖昧な情報によってBCが実施され芳しい結果が得られないと、コンサルタント、コンサルティの信用を失墜させるのみならず、BC自体の信頼性までも失う可能性を孕んでいる。BCの信頼性や実効性を担保する意味からもEIを的確に実施する意義は大きい。

### Ⅲ. 方法

#### 1. 参加者

##### (1) クライアント（研究対象児：以下、Bとする）

Bは、X県Y特別支援学校に在籍する中学部2学年の生徒であった。Bは、両下肢機能の著しい障害、体幹機能障害、重度知的障害及びてんかんを有した。てんかん発作は家庭で頻繁に見られたが、学校ではほとんど見られなかった。「あっ」「おう」などの発声はあったが、コミュニケーション行動は微弱であった。自立活動では、歩行、手指機能の改善や動作法による体幹の関節可動域の確保が行われていた。認知の程度は、知能検査では測定不能であり、重度レベルであった。

##### (2) コンサルティ（以下、CTEとする）

本稿の第三著者である。X県Y特別支援学校の初任者研修対象教員であり、当該学校に勤務して1年目であった。20XX年4月から本研究対象児を担当した。教職経験年数は4年制大学卒業後の特別支援学校における臨時講師の3年間であり、特別支援教育の経験は乏しい状態であった。研修開始当初、行動論的アプローチや対する経験は皆無であり、話には聞いたことがあるといった程度であった。当然BCについては名称すらわからなかった。性格は明るく、何事に対しても真摯に取り組むことができた。また、特筆すべきこととしては、様々なことに疑問を持ち、解決しようと努力を惜しまない態度が見られた。

##### (3) コンサルタント（以下、CTAとする）

本稿の筆頭著者である。X県Y特別支援学校に在籍し、Z地区の初任者研修拠点校指導教員として初任者に関わっている（初任者研修実地研修の実施方法には拠点校方式と単独校方式があり、X県では拠点校方式を取り入れている。拠点校方式では初任者4人に対し1人の拠点校指導教員が配置され、初任者の在籍する学校に訪問するといった形態で行われる）。また、知的障害者施設のCTAとしてBCを実施し、現在まで当該施設と10数年かかわった（奈良・長尾・増田、2016；奈良・小沼・長尾、2017；奈良・増田・大石、2017）。拠点校指導において本稿に関連する内容の指導に要した期間及び時間は、201X年9月から10月の間の3日間で、1日あたり3時間であった。



## 2. BCに至る経緯

CTAは初任者研修における実地研修の実施時にCTEから、Bのところかまわず座り込む行動について相談を受けた。CTEは「何かはわからないが、なぜBはあのような行動をするのか」という疑問を当初からもっていたようだが、納得できる回答は得られなかったようで、逆に解明したいという意志が強くなったようだ。また、保護者もCTEからの座り込みに関する指摘を真摯に受け止め課題解決への協力姿勢を示した。そこでCTAは初任者研修の中で演習課題として取り上げ、課題解決のためにBCのケースとした。CTAはBを児童生徒玄関で観察したが、観察後、当該行動に法則性があるかもしれないと考えたので、初任者研修の講義内容として予定していたEIや機能的アセスメント、行動変容法の技法などをまずは講義中心で手ほどきしていった。Bへの支援を1つのケースとしながらCTEの支援技能のスキルアップを兼ねてBCの実施に取り組んだ。

## 3. 標的行動と行動的指標

### (1) 標的行動

座り込み：登校時に学校の玄関付近で体勢を崩し、座り込む。

### (2) 行動的指標

座り込む行動の発生割合を「座り込み率」として算出する。

$$(3) \frac{\text{座り込みが見られた日数}}{\text{登校した日数}} \times 100 = \text{座り込み率}$$

BCに至る経過でも述べたように観察対象の行動を「座り込み」に絞り、標的行動とした。登校後の学校内での状況をEIの調査項目として選択し、チェック・リストを作成した。本稿で用いたチェック・リストは必要情報を得るために独自に作成され、CTAがスーパーバイズしCTEが作成した。

調査項目（以下、原因事象項目と表記）は座り込みの原因になる可能性の高い事象を想定し設定した。作成に当たっては、家庭や学校でルーティン化している行動を中心に項目化した。そして家庭にも協力を仰ぎ、約10週間に渡って記録した。以下が原因事象項目であり、Table 1は実際に使用した家庭用チェック・リストである。

Table 1 ○○の登校時の行動チェック・リスト（抜粋）例

	1	2	3	4	5	小計 (%)
月日	/	/	/	/	/	
座り込み率 (○×)	○	○	×	×	×	40
出欠 (出、欠、遅・早)	早	出	出	早	出	
【登校前 (家庭、車内)】 (○×)						
車内で寝る	○	○	○	○	○	100
食欲 (朝食) がある	○	○	○	○	○	100
食欲 (水分) がある	○	○	○	○	○	100
散歩をする						
車内で発作があった	×	○	×	×	×	20
睡眠時の発作が少なめであった						
父が家にいる						
排泄がある						
ぬいぐるみを持って車を降りる						
登校前、暴れた						
【登校後 (玄関付近、学校内)】 (○×)						
休暇・出張の先生がいる	×	○	×	×	×	20
作業を伴う活動がある						
面ファスナー操作が早い						
校内の壁面を指差しする						
朝 (授業) の準備が早い						
食欲 (水分) がある						
時間割の変更がある						
食欲 (給食) がある						

【MEMO】

例) ○月○日 (○曜日) 車内での睡眠が多い

【家庭で考えられる原因 (1)】(あった：○、なかった：×)

- ①送迎の自動車内で寝る ②食欲(朝食)がある ③食欲(水分)がある  
 ④散歩をする ⑤夜間(昨夜)の睡眠が十分 ⑥朝、父が家にいる  
 ⑦排泄がある(尿) ⑧排泄がある(便) ⑨ぬいぐるみをもつて車を降りる  
 ⑩暴れる

【学校で考えられる原因 (2)】(あった：○、なかった：×)

- ①休暇または出張の先生がいる ②作業活動がある ③面ファスナー操作が早い  
 ④校内の壁面を指差しする ⑤朝の準備が早い ⑥校内での食欲(水分)がある  
 ⑦時間割の変更がある ⑧校内での食欲(給食に対する)がある

チェック・リストから得た事象頻度を原因事象項目ごとに座り込み率と比較した。欠席などで行動的指標が得られないときは欠損値として扱った。

4. BCの手続き

本稿では、「問題の同定」「問題の分析」「指導介入の実施」「指導介入の評価」の4段階で行われるバーガン・モデル(Bergan & Kratochwill, 1990; Kratochwill & Bergan, 1990)の手順を参考にした。BCの内容をTable 2に示す。

座り込みが見られた時のBへの介入は、立たせたり、歩かせたりしないでそのまま座らせるようにし、行動観察した。

観察期間を201X年12月中旬から201X+1年3月上旬までとし、合わせて10週とした。さらに、BCの効果の検証としてKBPAC(Knowledge of Behavioral Principle as Applied to Children; O'Dell, S., Benlolo, L., Flym, J., 1979)簡略版(志賀, 1983; 以下、KBPACと表記する)を援用し、初任者の行動変容法に関する知識の変化について初任者研修実施前後で比較することによってBCの効果を検証することにした。

Bの場合、知識・経験のある教員でさえ、問題をみとることが困難な状況であった。しかし、妥当性を担保しつつ効率的に問題解決がなされるように、初任者研修の機能と、効率性・妥当性を重視するBCの機能との相乗を図った。

Table 2 BCの内容

【行動コンサルテーションの内容】		
実施月日	所要時間	BCの内容
12/2X	120min.	・生態学的アセスメントの再確認 ・チェック・リストの作成について ・データ加工の仕方の確認(グラフの選択) ・標的行動と介入方法の検討(配慮点、休息のさせ方)
1/2X	60min.	・行動観察記録の確認 ・BCの協議(標的行動と背景要因の再確認)
2/X	60min.	○BCの協議 ・VTR視聴 ・行動の原理に基づいたBの行動の分析・解釈
2/2X	120min.	○BCの協議 ・Bの行動の分析・解釈(座り込みの原因となる状況の特定) ・報告書の作成の仕方
3/X	120min.	○BCの協議 ・Bの行動の分析・解釈(座り込みの原因となる状況の特定) ・報告書の作成

【初任者研修で取り上げている応用行動分析学に関する内容(抜粋)】

月日	指導内容
9月	障害の特性に応じた指導Ⅰ(指導内容、指導技法、教材教具) ・事態把握の結果の確認、介入方法の決定(シェイピング) ・生態学的アセスメント(行動観察、家庭からの情報)
	障害の特性に応じた指導Ⅱ(行動問題の予防と対応)
	障害の特性に応じた指導Ⅲ(応用行動分析学の基本、行動の記録方法) 学習指導Ⅱ(実践の評価)

## 5. 倫理的配慮

学術研究に伴う論文作成上の倫理的遵守事項については、日本発達障害学会の論文投稿マニュアル(2004.7.4作成)を参考にし、配慮した。

倫理的配慮として、本稿に用いる個人データの扱いに関し、研究の目的、データの管理と扱い等を記した同意文書をCTE及びCLIの保護者に配付し、同意したとする意味での署名捺印をもらった。論文記述の際は、年齢、性別の記載を避け個人が特定されないようするとともに、個人名はその立場の名称で、所属施設名はアルファベットで代用するなど、研究結果に影響のない範囲での個人情報保護のための配慮をした。同様に、社会通念・倫理に反することのないよう、用語や表現についても配慮した。

## IV. 結果

### 1. 座り込み率と原因事象生起率

#### (1) 座り込み率について

座り込みの割合を示したのがFig. 1である。欠損値も考慮し2週間間隔で集計した。

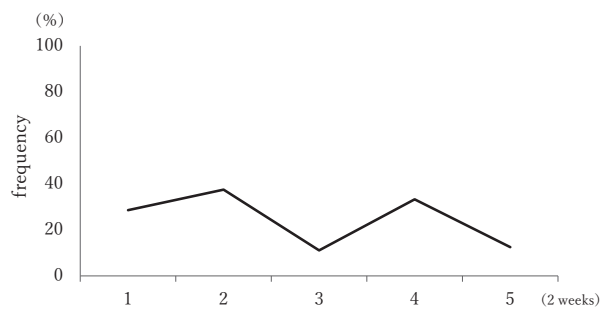


Fig. 1 座り込み率の推移

#### (2) 登校前の原因事象生起率

家庭から以下の項目との関連が示唆されたため、これらの点に絞って計測した。

- a. 登校前、朝食を多めにとった
- b. 登校時、車内で発作があった
- c. 睡眠時の発作が少なめだった
- d. 登校前、暴れた

これらの登校前の家庭内及び送迎車における行動を原因事象発生率として、2週間間隔で計測したものがFig. 2である。

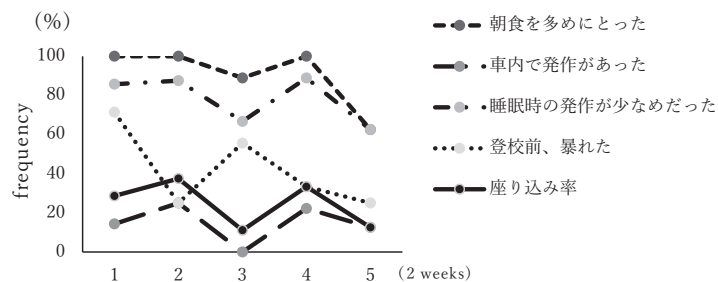


Fig. 2 原因事象発生率 (登校前)

Fig. 2内に座り込み率を表記し、a~dの行動と比較できるようにした。座り込み率とほぼ同じ型を示したのがa~cである。a~cは、原因事象の生起率が高ければ、座り込み率も高くなるという



傾向を示した。また、b.は座り込み率のグラフ形状、頻度とほぼ同じ傾向を示した。一方、d.は生起率が高いと座り込み率も低くなるという逆の傾向を示した。

(3) 登校後の原因事象生起率

登校後玄関から移動し教室での事態と座り込み率との関連を推定し、以下の項目に絞り計測した。その結果をFig. 3に示す。

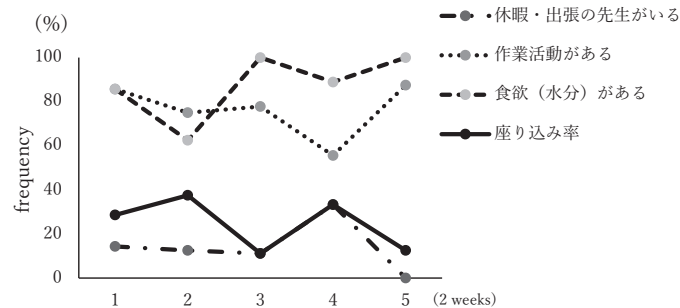


Fig. 3 原因事象発生率 (登校後)

- e. 休暇・出張の先生がいる
- f. 当日に好きな作業活動がある
- g. 食欲（水分）がある（1回50ml以上を15分以内に摂取する）

これらの項目は当日に座り込みをしたとしても座り込み生起後の事態である。したがって、f.とg.はBの学校での事態の予測が可能であることの根拠を示したことになるが、座り込み率とは逆の型を示した。e.は似たような型を示した。

(4) 座り込み率と原因事象発生率の相関

座り込み率と頻度やグラフ形状の点で同傾向を示した原因事象生起率は、登校前の「b. 登校時、車内で発作があった」であったため、座り込み率との相関係数を算出した。統計処理は、IBM SPSS Statistics22を使用した。その結果、Pearsonの積率相関係数、Kendall及びSpeamanの順位相関係数いずれにおいても有意な正の相関関係が認められた ( $\gamma = .48, p < .01$ )。その他については相関関係が認められなかった。

2. BCによる行動変容法の知識の変化

BCの効果の検証としてKB PAC簡略版(志賀, 1983)をCTEに実施した。Table 3に、KB PACの得点に関する初任者研修実施前後での比較結果を示す。初任者研修実施前(201X年、4月)に18/25(72%)だったものが、初任者研修実施後(201X年+1年、2月)では、25/25(100%)まで、その得点が上昇した。

Table 3 KB PACの得点に関する前後比較 (CTE)

各項目の内容	正 誤		各項目の内容	正 誤	
	前	後		前	後
(1) 環境統制 (動因操作)	×	○	(14) 行動理論 (行動形成)	×	○
(2) 行動除去 (罰の与え方)	×	○	(15) 行動除去 (タイムアウト)	○	○
(3) 行動維持 (強化スケジュール)	○	○	(16) 行動分析 (行動観察)	○	○
(4) 行動除去 (タイムアウト)	×	○	(17) 行動形成 (強化随伴)	○	○
(5) 行動除去 (DRO)	○	○	(18) 行動除去 (タイムアウト)	○	○
(6) 行動分析 (目標行動)	×	○	(19) 行動理論 (強化随伴)	○	○
(7) 行動分析 (強化子)	○	○	(20) 行動形成 (強化随伴)	○	○
(8) 強化子 (強化子の選択)	○	○	(21) 行動形成 (目標行動、漸次接近)	○	○
(9) 行動形成 (目標行動、漸次接近)	×	○	(22) 行動維持 (強化スケジュール)	○	○
(10) 罰 (罰の与え方)	○	○	(23) 行動理論 (学習)	○	○
(11) 行動理論 (強化随伴)	○	○	(24) 強化子 (行動形成)	○	○
(12) 行動形成 (漸次接近法)	○	○	(25) 行動形成 (強化随伴)	×	○
(13) 行動除去 (タイムアウトルームの選択)	○	○			

回答の詳細を見ると、初任者研修実施前後で変わらず正答したのは、行動維持(強化スケジュール)、行動除去(DRO)、行動分析(強化子)、強化子(強化子の選択)、罰(罰の与え方)、行動理論(強化随伴)、行動形成(漸次接近法)、行動除去(タイムアウトルームの選択)、行動除去(タイムアウト)、行動分析(行動観察)、行動形成(強化随伴)、行動形成(目標行動、漸次接近)、行動理論(学習)、強化子(行動形成)など18項目であった。また、初任者研修実施前に誤答した環境統制(動因操作)、行動除去(罰の与え方)、行動除去(タイムアウト)、行動分析(目標行動)、行動形成(目標行動、漸次接近)、行動理論(行動形成)、行動形成(強化随伴)の7項目は、初任者研修実施後全て正答に変化した。

## V. 考察と課題

### 1. EIの重要性

本稿ではBの行動や家庭の状況を把握するためにEIの具体的方法としてチェック・リストを作成し使用した。チェック・リストは標的行動の生起する前後の状況が詳細に把握できるように考慮しつつ作成し実施したが、得られた知見を以下に整理する。

その第1は、チェック・リストは明確な目的の元に使用されなければすぐに形骸化し、それに要した時間も無駄になるということは周知の事実であるが、まずは標的行動を決めて測定することが肝心であり、ただ漫然とチェック・リストを用いても期待する結果は得られないということである。本稿で用いたチェック・リストは必要情報を得るために独自に作成したもので、様式は家庭と学校それぞれが役割分担されており、調査項目は標的行動の原因事象になる可能性があるものに焦点化した。観察視点は記入のしやすさを考慮し、それぞれの環境での標的行動の生起を回数に関係なく「あった：○、なかった：×」と表記するようにした。同じ用紙内に家庭用と学校用を配置したことで、Bに対するCTEや保護者の注目点・配慮点などを両者で確認し合うことができ、相互の共通理解の元にBの行動の様子が具体的に把握できた。

第2は、課題解決に取り組む態度として、粘り強く継続するといった姿勢が必要であり、課題解決方法の選択に当たっては、結果を予測できる論理的思考、創造力、洞察力が重要となることである。すなわち、課題解決のきっかけは子どもの行動の違いに気づき疑問をもつことであり、その行動を観察し計測することが重要である。CTEや保護者はBの行動に疑問を持ち、その解決を最後まで諦めず継続した。だからこそチェック・リストは十分機能し、課題解決へと向かったものと考えられる。

こうしたCTEの努力はBCによって支えられ、BCはそのための役割を担ったが、子どもの行動観察過程における点検活動の1つとしてスーパービジョンを行うことが必要となる。スーパービジョンとは、CTAによるBCの実施状況に対する点検・管理、研修のことを意味するが、BCの実施に際しては、BCの協議としてスーパービジョンの実施を常に心がけた。このことによって、チェック・リストによるデータをグラフ等に加工し、原因事象の発見に寄与できた。

一方、座り込みの生起地点は、玄関付近のみであったわけではなく、送迎車から降りた途端起こることもあったり、あるいはその他の場所(車から玄関までの間の区間)であったりと一定したものはなかった。ふつうこのような場合、環境との相互作用を想定したモデルで捉え、過去に学習した何かの嫌悪刺激によって生起した行動を予想するが、この場合根拠となる行動の生起頻度など数値化された客観的指標によって計測することが前提である。しかし、Bのそれまでの計測したデータはなかったため(というより、計測されたことがなかった)、例えば、座り込みの生起地点と生起頻度などのデータと何かの現象との関連性を考えようにもエビデンスのある答えは求められなかった。したがって、以前から座り込みは、てんかん発作の頻発の中で起こっていたことを想像できればてんかんと座り込みに何らかの関連性を指摘できたのかもしれないが、比較対象にすべき計測値が存在しな

かったことが、座り込みの生起理由の根拠が得られないままより曖昧なものにしていったように考えられる。BCの実施によりCTEが初めて計測したことで、座り込みの原因を解明できたと言える。

しかしいずれにせよ、根拠のある指導を目指すには日常的に計測することは重要であり、計測結果を的確に分析しそれを基にして判断することが大切である。このことは特別支援学校教員に止まらず全ての教員の専門性向上につながり、みとりの向上にも貢献できるものと考えられる。

## 2. 座り込み率と座り込みの原因

座り込み率と関連する原因事象については、登校前の原因事象項目 a.~c. が座り込み率と連動するようにほぼ同じ型になったことから推察すると、いくつかの仮説が考えられる。例えば、「a. 朝食を多めにとっている日はb. 車内での発作の頻度も高く、また、c. 睡眠時の発作が少なめだった」である。これらの状況を事実に沿って記述すると、「前日の夜、睡眠時の発作が少なかった日は、次の日の登校時に送迎車内で発作を起こし、しかも、その日の朝食は十分摂取されている」という文脈になる。しかし、食事の量や睡眠時の発作の頻度と、日中の送迎車内での発作の頻度に相関があるなどと指摘されているわけでもない。けれども、「b. 車内での発作」との関連はやはり否定できない。食事と密接に関連して起こる反射てんかんの1つにeating epilepsy（食事てんかん）の存在が確認されているが、てんかん全体の0.05~0.11%と希少であり、視覚刺激によっても発作が誘発された例があるとの報告（三村ら、2017）もある。Bがそれに該当するかどうかは判然としないし、また、本稿はてんかんの原因解明を目的とした研究でもないため、その辺りの研究は他に委ねることとする。

一方、登校前、家で暴れた日のグラフ形状と座り込み率の形状がほぼ正反対の形をなしている点からは、登校前に暴れると座り込みが少ない傾向にあることがわかるが、その理由について明確な解答は得られていない。これらの事態が意味するところを明確な根拠をもって述べることはできないが、朝食の摂食量、睡眠時や送迎車内での発作の頻度と共通して関連する事象に何らかの原因があるのではないかと想像する。

また、登校後の状況から考えられる仮説として、「e. 休暇・出張の先生がいる」といったふだんと違う環境変化があること、「f. 作業活動」がありBにとって好きな活動になっていること、「g. 水分を多くとっている」という事実に伴う生理的な事象が背景にあること、といった説明も可能である。しかし、これもまた登校前の事実説明と同じように、些かこじつけ的なところは否めない。これらの項目は、Bが登校直後に経験する行動であり、次の日に座り込んだとしてそれに影響するかどうかは判然としない。さらに、e. と f. は対象児の認知的な内容予測との関連の可能性を否定できない。また、e. は、座り込み率のグラフ形状と類似していることからてんかん発作との関連が考えられる。さらにg. は、その日の体調と関連し、その後の活動に影響している可能性は考えられるが、次の日まで影響するかどうかはわからない。

以上のように、登校前と登校後の事態の違いが座り込みに影響するかどうかという点では、座り込み率のグラフ形状と同じになるものはてんかん発作の直後であることから、発作発生後の後遺症状と捉えるのが合理的な説明であると考えられる。実際に相関係数を算出すると、送迎時の車内での発作と標的行動とは有意な相関が見られる。

## 3. 座り込みの機能と指導・支援について

Bの座り込みの機能を分析すると、2つの推測が成り立つ。第1は、座り込みは生理的行動であり、てんかん発作後の後遺症状でエネルギーが不足した状態、あるいは覚醒が不十分な状態ではないかという推測である。第2は、座り込みは要求言語行動であり、何らかの要求を伝えようとする言語的機能を有しているのではないかという推測である。

第1の場合は、その行動が生体を維持するために必要な行動であるという捉え方であり、この場合は、発作や体調不良等、身体の状況が良好な状態にならないと改善は不可能であるとする解釈である。



第2の場合は、過去に何らかの要求をし、偶然座り込んだら要求が満たされたという学習（経験）の結果、維持された行動とする解釈である。

本稿の場合、前者のてんかん発作後の後遺症状とする解釈が妥当と結論づけ、次のように介入した。てんかん発作の発生から収束までは体を横にして安静状態を保つことが必要であり、活動するためには体調の回復を待たねばならないこと。それが、発作の重積や新たな発作を避けることにもつながるため重要な処置であること。これらの理由から、エネルギーが回復するまで暫く休息させ、活動はその後とすることが必要と判断した。Bは難治性てんかんではあったが、重積発作のような重篤な状況にはならなかったため通常の学校生活を送っていた。しかし仮に重症化することにもなれば、服薬量の調整のための入院など、薬物療法中心の生活も予想され、QOL（生活の質）に重大な影響を及ぼすことになろう。したがって、標的行動の生起を軽視することはできない。しかし、座り込みがコミュニケーション行動である可能性も完全に否定できない状況にあることから、以下のような方策による標的行動の同定は必要であると考えた。

倫理的配慮の元に個人情報に十分配慮し、標的行動（座り込み）がてんかん発作後の後遺症状かどうか以下の手段で医学的に特定する。

- ・ Bのビデオ撮影：座り込みが起きる前（潜時）から座り込みが終了するまで。
- ・ 主治医のビデオ視聴と判断

#### 4. 初任者研修に対するBCの効果

Table 3のKB PACの結果から見られるように、行動変容法に対する知識量の増加が認められた。しかし、そのみで初任者研修全体の知識量を測る尺度にはなり得ないし、また初任者研修の研修内容も行動論のみに特化したものでないため、行動変容法の知識量の増加をもって初任者研修における初任者の全体的評価にはつながらない。

そこで、筆頭筆者は次のように考える。CTEは初任者研修全体を通じてかなりの知識量を得たことがインフォーマルな評価でも確認されており、その得点も高かった。また向上心もあり、ポジティブに物事に取り組むことができる人間性もあった。このような教員が課題意識を持ち、実際場面で子どもを指導・支援するために必要な様々な知識や指導技法を得られるような機会が設けられ、指導教員（CTA）が初任教員（CTE）を支援するというシステムが構築できれば、まさに課題解決を目的にCTEのスキルアップの向上を目指すBCと等価になる。これはCTEの自信を深め、今後の教員人生のモチベーションを高めるものと期待できる。

さて、BCの有り様を端的に述べると、その真骨頂は指導の実際場面であり、行動論（応用行動分析学）に基づいた指導方法とプロセスをとるが、場当たりの指導ではなく、ごく計画的・具体的なものである。また、論理的にコンサルテーションの段階を踏むことにより確実に課題解決が期待できるという信頼性・信憑性のある援助技法とも考えられている。そしてそのプロセスを身をもって経験することが重要となる。このような体験は可能な限り教員の初期段階で行われることが望ましく、初任者研修は最適な機会と言える。既にBCは様々な分野でその効果が確認され、汎用可能なものとして北米を中心に広がりを見せているが、初任者研修においても十分に応用可能である。

#### 5. 今後の課題

本稿は、みとりの能力を概観しながら、Bの状態を的確に把握するための実践的・具体的解決方法の習得と、そのための方策に関してBCを中心に据え、BCの効果の検証をしようとしたものである。その結果、的確なEIを実施することは特別支援学校教員に止まらず全ての教員の専門性向上につながるであろうこと、特に、教員経験の少ない教員のみとりの不足を補う1つの手段として十分機能することが確認できた。また、Bの座り込みの原因事象をある程度特定でき、さらに、CTE（初任者研修対象教員）の行動変容法に関する知識量の向上が見られたことも有益であった。

今後の課題としては、標的行動とした座り込みがコミュニケーション行動であった場合の対応である。これまでのBに対する実際の指導・支援においては、行動の計測をしたり、行動の原理を適用したりするなどの方法は行われてこなかったものの、行動を環境との相互作用で捉えていたという点では重篤な間違いを犯したわけではない。エビデンスのある客観的なデータが計測されなかったという点では不十分であったことは否めない。仮に座り込みが1つの要求言語の機能をもつならば、そこには適切な代替コミュニケーション手段の獲得が必要になる。

しかし、座り込みがコミュニケーション行動であれ生理的行動であれ、高い頻度で生起するような状態では、Bは手のかかる子どもと見なされ、活動の停滞を招いたり活動の制限が加わったりするなどのQOLが損なわれていく結果も予想される。したがって、座り込みの行動は弱化されるのが望ましいと考える。

最後に、特別支援教育の名称に変更される少し以前から、発達障害への対応は旧態依然の方法では解決が困難な状況になりつつあったが、そのような中、行動論的アプローチに対する期待は高く、貢献してきたという経過はある（武藤、2007；島宗、2007）。しかし先述したように、本邦の行動論的アプローチに関する学習と経験を蓄積するための受け皿となるような大学やその他の教育機関等は未整備であり、欧米のようにスタンダードな方法として認知されるのに要する年月がどのくらいになるか想像もつかない。柘植（2018）が、発達障害への対応の中で緊急的課題として指摘したように、応用行動分析学を教員養成系大学や福祉系大学のカリキュラムに必須科目として位置づけることや、都道府県や市区町村の教育センター等での現職教員研修において、必須の研修内容に設定する等の対応が必要であり、それは緊急であるということである。筆頭筆者もそのような危機感を募らせながらも初任者の専門性の向上に貢献できれば幸いだと思っているのだが、最近の初任者の資質の状況を見ると首を捻りたくなることも多々ある。ともあれ、「後で回ってくる付け」が莫大でないことを祈るのみである。

## 文献

- 秋田喜代美・佐藤学・岩川直樹（1991）教師の授業に関する実践的知識の成長—熟練教師と初任教師の比較検討—。発達心理学研究, 2(2), 88-98.
- Bergan, J. R. and Kratochwill, T. R. (1990) *Behavioral consultation and therapy*. New York, Plenum press.
- 平野朝久（1995）子どもが求め、追求する総合学習。学芸図書。
- 鹿毛雅治（2007）子ども姿に学ぶ教師—「学ぶ意欲」と「教育的瞬間」—. 教育出版。
- 加藤哲文（2004）特別支援教育における「行動コンサルテーション」の必要性。加藤哲文・大石幸二編著，特別支援教育を支える行動コンサルテーション—連携と共同を実現するためのシステムと技法—。第1章, pp. 2-15. 学苑社。
- 木村宣孝・小塩充護・徳永豊・佐藤克敏・小澤至賢・涌井恵・齊藤宇開・内田俊行・竹林寺毅（2006）生活単元学習を実践する教師のためのガイドブック。独立行政法人国立特別支援教育総合研究所，専門研究A研究成果報告書。
- Kratochwill, T. R. & Bergan, J. R. (1990) *Behavioral consultation in applied settings: An individual guide*. New York, Plenum Press.
- 松岡勝彦・加藤哲文（2004）行動コンサルテーションの特徴。加藤哲文・大石幸二編著，特別支援教育を支える行動コンサルテーション，第3章, pp. 28-41. 学苑社。
- 明圓愛実・瀬戸健（2015）熟達教師と若手教師の子供のみとりに関する比較研究—ノートの記述からのみとりを中心に—。上越教育大学教職大学院研究紀要, 3, 43-51.
- 三村直哉・井上岳司・下竹昭寛・松本理器・池田昭夫・高橋良輔（2017）摂食以外に視覚刺激でも発作が誘発された eating epilepsy の1例。臨床神経学, 57, 8, 430-435.
- 文部科学省（2001）21世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議「21世紀の特殊教育について～一人一人のニーズに応じた特別な支援の在り方について～（最終報告）」[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/006/toushin/010102e.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/006/toushin/010102e.htm)
- 文部科学省（2012）教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について（答申）。[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/koushin/012/1294444.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/012/1294444.htm)
- 文部科学省（2012）共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進（報告）。[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/...](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/...)

- 文部科学省 (2018) 特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則編 (幼稚園・小学部・中学部). 開隆堂出版.
- 武藤崇 (2007) 特別支援教育から普通教育へ: 行動分析学による寄与の拡大を目指して. 行動分析学研究, 21, 7-23.
- 奈良理央・長尾かおる・増田貴人 (2016) 行動連鎖に困難を示す自閉症児への行動コンサルテーションの効果—トークン・エコノミー法と強化基準変更によるカード理解の促進—. 弘前大学教育学部紀要, 116 (2), 1-8.
- 奈良理央・小沼順子・長尾かおる (2017) 自閉症児のトイレでの排尿行動の形成における行動コンサルテーションの効果. 弘前大学大学院地域社会研究科年報, 13, 39-50.
- 奈良理央・増田貴人・大石幸二 (2017) 通所しぶりを示した知的障害者の通所行動を再形成するための知的障害者施設への行動コンサルテーション. 発達障害研究, 39(4), 368-378.
- 奈良理央・左館泰大・鎌田麻里・加賀谷靖英・増田貴人 (2022) 座位姿勢の保持が困難なダウン症児の視覚活用の改善における行動コンサルテーション実践の有用性. 弘前大学教育学部紀要, 127, 159-168.
- 日本教育大学協会全国特殊教育研究部門免許問題検討委員会 (1999) 免許問題検討委員会最終報告.
- 日本特殊教育学会特殊教育教員養成問題研究会報告 (1980) 特殊教育教員養成の改善に関する報告.
- 西岡加名恵・梅澤実・宮本浩子 (2001) 教師の力量形成におけるポートフォリオ評価法の効果—小学校6年生総合学習の事例研究—. 鳴門教育大学学校教育実践センター紀要, 16, 69-78.
- 太田正己 (2004) 特別支援教育のための授業力を高める方法. 黎明書房.
- O' Dell, S., Benlolo, L., & Flynn, J. (1979) An instrument to measure knowledge of behavioral principles as applied to children. *Journal of Behavior Therapy and Experimental Psychiatry*, 10, 29-34.
- 大石幸二 (2000) 知的障害教育における「研修現場」への応用行動分析学のアプローチ. 特殊教育学研究, 38, 53-63.
- 澤田真弓研究代表 (2013) インクルーシブ教育システムにおける教育の専門性と研修カリキュラムの開発に関する研究. 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所, 専門研究A研究成果報告書.
- 柴垣登 (2016) 学校評価を活用した若手・中堅教員の育成方策についての検討. 立命館大学教職課程紀要, 3, 11-20.
- 柴垣登 (2017) 特別支援学校教員の専門性向上のための諸課題についての考察. 立命館教職教育研究, 4, 11-21.
- 志賀利夫 (1983) 行動変容法と親トレーニング (その知識の獲得と測定). 自閉児教育研究, 6, 31-45.
- 島宗理 (2007) 特集号「行動分析学による普通教育に対する拡大をめざして (1)」の発行にあたって (巻頭言). 行動分析学研究, 21, 2-6.
- Skinner, B. (1969) *Contingencies of reinforcement: An theoretical analysis*. New York: Appleton-Century-Crofts.
- 特特委員会第4回会議尾崎委員提出資料 (2016) [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/koushin/012/1294444.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/012/1294444.htm)
- 柘植雅義 (2018) 発達障害とABA. 内外教育, 第6689号, pp. 1. 時事通信社.



# 研 究 ノ 一 卜



# むつ市第三セクター法人経営の現状と課題

## — 脇野沢農業振興公社及びむつ市のインタビュー調査から —

加 藤 恵 吉<sup>\*</sup>

### 要旨：

青森県における第三セクター等法人については、県や各市町村が支援する形を取り多く存在している。これらの第三セクター等が存在する一方で、財政及び経営的に健全でなく、経常赤字が累積し経営が困難な法人が多いのが現状である。

本調査では、青森県東北部の下北地方に位置するむつ市の第三セクターである、一般社団法人脇野沢農業振興公社と支援するむつ市経済部農林水産振興課のインタビューを基に財務状況を含む現状を把握した上で公社が取り組んでいる農業事業の推移と今後の課題について述べていく。

キーワード：むつ市、第三セクター、社団法人脇野沢農業振興公社、農業事業

## A Study on the management of third sector (Semi-public) company on Mutsu City, Aomori Prefecture

Keikichi KATO

### Abstract:

There are many third-sector companies in Aomori Prefecture. While these third -sector Company exist, there are many corporations that have accumulated recurring losses and are experiencing management difficulties.

In this study, based on interviews with the Wakinosawa Agricultural Promotion Public Company of Mutsu City, Aomori Prefecture, and the City of Mutsu, we will discuss the transition and future challenges of the agricultural business that the Public Company is engaged in.

**Keywords:** Mutsu City, Aomori Prefecture Third sector company problem Wakinosawa Agriculture promotion Public Company

### 1. はじめに 研究の背景と目的

日本全国には各地方自治体が出資する多くの社団法人や会社法人に分類される第三セクター等が存在し青森県内各地域にも多く存在する。第三セクターは自治体の下で財政及び経営的に健全とされるものも存在する一方、経常赤字が累積し継続的に経営を行うことが難しい法人も多く、青森県の第三セクター法人においても同様である。しかし、第三セクター法人の存続は民間企業と異なり地元雇

<sup>\*</sup> かとう けいきち 弘前大学 人文社会科学部／大学院地域社会研究科

用の創出、地域における農業生産物の生産や観光需要の喚起など地方自治体が担うべき役割の一端を果たしている。

本稿では、青森県東北部の下北地方に位置するむつ市の第三セクター法人のうち、一般社団法人脇野沢農業振興社とむつ市経済部のインタビューを基に現状について述べた上で今後の課題、展望について検討していく。

## 2. むつ市の第三セクター等とむつ市の対応について

総務省においては第三セクターについて第三セクター等（地方公共団体が出資又は出捐を行っている一般社団法人・一般財団法人、特例民法法人、会社法法人、地方三公社、地方独立行政法人）と分類を行った上でその運営状況について調査を行っている<sup>1</sup>。

第三セクター等は、住民ニーズの多様化への対応や地域振興等、公共性・公益性を確保しながら、民間の資金・人材・経営ノウハウを活用し、効率的・弾力的なサービスを提供することを目的に設立される。しかしながら、各自治体が出資等をしている第三セクターは、多くが経営的に厳しい状況となっており、経営が悪化した場合は、地方自治体の財政に大きな影響を及ぼすことが懸念される<sup>2</sup>。

平成26年8月5日付で発出された総務省の「第三セクター等の経営健全化の推進等」においては「経済財政運営と改革の基本方針（2014）においても、地方財政改革の推進のために、公営企業・第三セクター等の徹底した効率化・経営健全化を図る」とした上で、「特に、第三セクター等の財政的なりすかを正確に把握していない地方公共団体や同リスクが潜在的に極めて高い水準に達している地方公共団体等にあっては、当該第三セクター等の抜本的改革を含む経営健全化に速やかに取り組むことが求められる」としている。また、同書では総務省が「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」を策定したことにより、各地方公共団体においては、同指針の内容に十分留意の上、自らが関係する第三セクター等について、効率化・経営健全化と地域の元気を創造するための活用の両立に適切に取り組まれるよう要望している<sup>3</sup>。

むつ市には第三セクター法人「一般社団法人脇野沢農業振興社」が存在し運営されている。そこで以下では、その設立の経緯や経営状況について見ていく。

### (1) 一般社団法人脇野沢農業振興社の設立経緯について

むつ市一般社団法人脇野沢農業振興公社（旧脇野沢村農業振興公社（むつ市合併前））は、1996年（平成8年）3月設立で資本金21,500千円（むつ市の出資額（出資割合）11,000千円（51.2%））で設立された。業務内容は、1. 農地利用集積円滑化事業に関する事 2. 市営施設の管理運営の受託に関する事 3. 家畜の生産、流通及び加工に関する事 4. その他この法人の目的を達成するために必要な事項に関する事となっている。

同公社の設立動機は「中山間総合整備事業によって進められている基盤を活かして、農業経営規模の拡大、農産物の契約栽培の検討、複合経営による安定生産、農地の流動化の推進、流通・加工施設の整備、販売体制の強化などの検討が行われ、村農業の建て直しと農業者、特に若い人で農業をやってみようとする人に夢と希望が与えられるよう支援していきたいと考えた。そこで、脇野沢村にある農地を村民共有の資源として将来にわたって活用を図るため、農地の保全を図りながら、農地を計画的に集積・配分することで農業の担い手や農業に生き甲斐を持つ農業者に農産物などの計画的生産の場を設定して貸し付ける等により、生産活動の指導体制の確立と強化を公社が担うこととした。（原文ママ）」とされている<sup>4</sup>。

また、後述の同公社でのインタビューによると、当時の村長の話として旧脇野沢農業協同組合でイノシシの飼育事業でイノシシ肉が特産物となっており、ブランド化もされていた。しかし、一方で、



同農協ではその事業が次第に赤字化し、イノシシ事業を継続断念せざるを得なくなる。しかし、旧脇野沢村では、一度起こした地域産業ということで、公社を設立する形で同事業を引き継いだことが始まりとのことで、村が引き継がなければ事業は続かなかったとのことだった。

## (2) 脇野沢農業振興公社の経営状況について

脇野沢農業振興公社の財務書類は、詳細な財務諸表は公表されていないが、むつ市「第三セクター等経営健全化方針及び取り組み状況について」及び「第三セクター等経営健全化方針」において簡易版ながら2020年（令和2年）度までHPにて公表されている<sup>5</sup>。

同法人の財務書類は、貸借対照表は、資産、負債、純資産の項目、損益計算書項目は経常損益項目からの記載からとなっている。

2020年（令和2年）度決算では、貸借対照表ベースでは資産総額が104,130千円、負債総額が132,633千円で負債が資産を上回り、▲28,504千円（純資産総額）の債務超過になっている。また、損益計算書から、2020年度の経常収益は36,265千円（前年度比▲9,490千円）、経常費用33,804千円（前年度比▲6,887千円の減少）であったが、経常損益が2,381千円（前年度比▲2,603千円の減少）を計上している。前述のむつ市の「第三セクター等経営健全化方針」の内訳および後述のインタビューによると2019年（令和元年）は、公社開始後最大の、約23トンのそばの取量があり、国からの交付金（10,000千円程）が交付され収入が増加した。令和2年以降は新型コロナウイルスの影響で、道の駅の売上が、新型コロナウイルス流行前年から連続して、3～5割減少したことにより国から持続化給付金を交付されたことによる影響。そして、令和元年度に地方公共団体（むつ市）からの補助金が6,123千円、令和2年度に5,546千円、その他各年度に経営所得交付金が交付されるため当期純損益が計上されているものの黒字になったのは補助金交付金収入が大きく寄与したことによる。

表1 脇野沢農業振興公社の財務諸表

貸借対照表			
(単位：千円)			
項目	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度	2020(令和2)年度
<b>資産総額</b>	100,346	107,484	104,130
(内現預金)	(30,869)	(34,190)	(33,945)
(内売上債権)	(51)	(103)	(76)
(内棚卸資産)	(320)	(300)	(272)
(内その他)	(69,106)	(72,891)	(69,837)
<b>負債総額</b>	136,215	138,368	132,633
(内むつ市からの借入金)	66,000	66,000	64,000
<b>純資産総額</b>	▲35,868	▲30,885	▲28,504
損益計算書			
(単位：千円)			
項目	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度	2020(令和2)年度
<b>経常収益</b>	41,610	45,755	36,265
<b>経常費用</b>	37,805	40,691	33,804
<b>経常損益</b>	3,805	5,064	2,461
<b>経常外損益</b>	1,420	▲80	▲80
<b>当期純損益</b>	5,225	4,984	2,381

同上の「第三セクター等経営健全化方針」にも、法人の経営状況や財政的リスクの現状について、設立当初から黒字の年もあったが、基本的には赤字体質であるとコメントしている。さらに、農地利用集積円滑化事業の見直し、不採算事業の廃止、業務の効率化を図る抜本的改革を含む経営健全化検

討を方針としている<sup>6</sup>。

また、同公社の債務超過額は上述したとおり▲28,504千円となっており、債務超過額の解消が課題となっている。これに対して、同公社は方針の中で事業廃止や不採算部門の事業譲渡を実施しているとしているが道半ばが現状である。

### (3) むつ市による脇野沢農業振興公社の対応について

相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等と関係を有する地方公共団体（むつ市）が、当該第三セクター等の抜本的改革を含む経営健全化のための方針として定める「第三セクター等経営健全化方針」において、むつ市は脇野沢農業振興公社に対して抜本的改革を含む経営健全化のための具体的な対応として、財務的な支援を行うとともに、法人自らによる経営健全化のための以下の具体的な対応を行っている<sup>7</sup>。

- 主要業務のひとつである農地利用集積円滑化事業の中で、様々な農作物の生産を行ってきたが、今後は「そば」の生産に絞り作物を絞り、機械や労力を集約し、経営の効率化を図る。また、「そば」は転作交付金の対象作物となっているため、今後も安定した収入が見込める。
- 主要業務のひとつである農地利用集積円滑化事業の中で、毎年、農地の耕起保全管理をおこなってきたがこの事業を見直す。作付しない農地の耕起保全管理は行わないことで、人件費等の諸経費の軽減を図る。
- そばの販売額を増やすため、そば粉をスーパー等へ販売する。

また、同方針では、地方公共団体による財政的なリスクへの対処のための具体的な対応を図るとともに具体的な財政的なリスクを解消させるまでのスケジュールを策定している。そこでは、上記にも触れているように、農作物の生産を「そば」に絞り、長期貸付金を返済していけるだけの収入を得ることや、先の話になるが令和35年度（2053年）にむつ市からの長期貸付金を完済するなどの方針が策定されている。

これらの取り組み方針を受けて、以下3では、脇野沢農業振興公社及び同事業に密接に携わるむつ市経済部農林水産業振興課に、公表等資料だけでは読み取れない内容についてインタビューし今後の同公社の現状及び今後の事業の展望についてヒアリングを行い考察していく。

## 3 脇野沢農業振興公社及びむつ市経済部農林水産業振興課インタビュー調査

### (1) インタビュー調査の手続き

脇野沢農業振興公社及びむつ市の経済部農林水産業振興課畜産鳥獣グループ職員をケースサイトとする脇野沢農業振興公社の経営に関するインタビュー調査である。

調査方法：令和4年9月26日、27日における現地聴き取り調査

- 令和4年9月26日（於：むつ市脇野沢七引 むつ市脇野沢農業振興公社）  
同日、同公社施設訪問  
同公社 理事長、常務理事、むつ市経済部農林水産業振興課職員  
聴き取り時間、70分
- 令和4年9月27日（於：むつ市中央1 むつ市経済部農林水産業振興課）  
同日、むつ市役所訪問  
むつ市経済部農林水産業振興課畜産鳥獣グループ職員  
聴き取り時間、60分
- 脇野沢農業振興公社（以下、公社と略記）及びむつ市資料（HP資料、提供資料、広報刊行物等）

## の分析

両訪問先に対し、研究室学生を引率し、インタビュー調査を実施した。

本稿のインタビューの記述内容は、当該調査に基づくものである。

### (2) 脇野沢農業振興公社のインタビュー調査

以下、脇野沢農業振興公社担当者さまの発言は、(脇)、むつ市担当者さま発言については、(む)、加藤及び研究室生の発言は (加)、として略記させていただく。

む) むつ市脇野沢農業振興公社は、平成8年に旧脇野沢村と農協などが出資する形で設立されました。公社の設立目的は、旧脇野沢農業協同組合から引き継いだイノシシ事業の継続と水田跡地の農地を集約化し、農地保全と農業振興を図ることが目的です。イノシシ事業については、脇野沢村が平成17年にむつ市に合併後も継続して事業を続けてきましたが、赤字続きであったことから平成28年度に事業を廃止しています。農地については約25ヘクタールでそばの作付けをしております。一部ミョウガも作付けしております。この他むつ市の指定管理事業を受託しています。今、おります公社の施設運営、前方にある道の駅の施設の管理運営と、下北ワインが事業展開している短角牛の繁殖肥育施設の維持管理も行っております。その他、自主事業として道の駅での物販も行っております。公社全体の事業収入は、年によって違いはあるものの約3,500万円程度となっております。

本日はできる限り丁寧に質問にご回答したいと考えております。よろしくお願いいたします。

#### 1) 脇野沢農業振興公社の経営状況及び財務書類について

加) 公社の資本形態はどのようになっていますか？

脇) むつ市が11,100千円、農協が11,000千円、観光協会、商工会等が100千円で資本金額が21,500千円となっております。

加) 公社の従業員・職員等の雇用体系はどのようになっていますか。

脇) 正規雇用が1名、非正規雇用で事務の方が2名、道の駅で4～11月の営業期間のみ働いている方が4名、そばの生産に携わっている方が2名（作業ある時のみ）、以上が公社の正規、非正規の雇用体系です。採用形態はむつ市の広報誌に地域限定で募集を行っています。必要とするスキルは、公社であれば会計・事務・経理ができる人、道の駅であれば接客・レジ対応ができる人、そばの生産であれば、農作業の経験がある人を採用の判断基準としています。冬の期間は事務の方以外の雇用は行っておりません。

加) 損益計算書を見ると令和元年から2年にかけて当期純損益が大きく減少していますが、新型コロナウイルスの影響もあったのでしょうか？

脇) 令和元年、2年も黒字ですが、損益が大きく減少しています。この要因として、令和元年は、当公社が始まって以来最大の、約23トンのそばの収量があり、国からの交付金が多く交付(1,000万円程)され、収入が大きく増えました。令和2年は先生が指摘されたように、新型コロナウイルスの影響で、運営している道の駅の売上が、コロナ禍前の年と比べて、連続して、3～5割(売上が)減ったことで国から持続化給付金が支給されたことで黒字になりました。

加) 公社の財務状況について、債務超過が続いていても取り組みを続ける理由と、将来的に事業を継続させるための経営健全化に向けての具体的な方策と、今までの健全化のために策はどのようなものがあってどのような効果があったのかをお聞かせください？



また、赤字にならないように運営していく上で一番難しい点は何でしょうか？

脇) こちらにきて3年ぐらいになります(常務理事)、実感としては、公社の経営から見て、まず公社全体の総支出と総収入のバランスをとること。しかしその中で、令和4年夏に起きた下北地方を中心とした予期せぬ自然災害や、新型コロナウイルスの影響、重要収入の一つの柱になっているそばの生産が天候に大きく左右されるなど、当初の見込み通りにはいかないということが一点。それから今年は特にそうですが、電気料金や燃料、肥料などの高騰によって、公社の力だけで吸収しきれない状況が経営を圧迫している中で、運営をしていかなければならないということ。三点目としては、農業機械等の老朽化と修繕などが、事業の運営に支障となっていることなど、利益を生み出すための農業オペレーターの確保が、実際に運営していく上で結構難しいということ、3年間の中で感じています。

加) (公社から提示された財務諸表において) 令和3年だと最近のコロナウイルス感染症の影響と、経費における固定費が上昇しているの、それが吸収できていないという点があるということでしょうか？

脇) あとは、この自然災害の影響で今年はそば等がほぼ全滅に近い状態になっている。ここも令和4年8月3日の大雨によって国道338号の先で50mほど道路崩落し通行止になり、その結果、皆さんが立ち寄った道の駅に1日6~7人しかお客様がこないというような状況がしばらく続いた。

結局、我々の力ではどうもできないことが、経営及び運営に大きく支障をきたしていることがここ3年間で感じたことです。

今年のように、そばの収穫見込みが落ち込んだり、道の駅の物販収入が期待通りにいかなかったり、施設維持管理の電気料金が3割以上上昇したり、そばにかかる肥料が高騰し、1年以内に計画作るあたりに、想定していなくて、予想外の経費が発生して収益を圧迫している状況です。

## 2) 脇野沢農業振興公社の事業の状況について

加) HPの「第三セクター等経営健全化方針」にもありましたが、かぼちゃをはじめとする農作物は採算がとれなかったのでしょうか？

脇) 脇野沢地区全体で野生のサルが1,500頭以上生息していますが半数がこの周辺地区に集中しているために、サルの農作物への食害が非常に多く、現状では食害が少ないみょうがを少ない面積ですが以前から栽培しています。あとはほとんどが家庭菜園程度で農作物の栽培を行っているのが現状です。

かぼちゃについては、栽培場所は、水はけが良いところでないと、病気にかかって採れなくなってしまいます。公社では、平成30年頃に高値で取引される有名な「一球入魂かぼちゃ」について、イノシシ事業を廃止したのを契機に、むつ市から(一球入魂かぼちゃを)の栽培はどうかということで、公社の高台の方の農地で試験栽培しました。しかし、場所が粘土質で雨が多かったこともあって水浸しになったり、また、このかぼちゃは、次々親ヅルからツルが脇にでてくるのですが、それを一球入魂の名の通り、仕分けして一本に育てますが、育てた後もでてくるので、毎日のように分け目を取らないとならない。全部取らないと一球にならず、良い品物はとれない。少し手を抜くと、良い品物はとれない。結果的に、大雨の影響もあって数量がとれなかった。栽培場所の問題に加えて経験不足もあって、残念ながら費用をかけたのですが収穫はそれほどなく、収益に結びつかなかった。その後、私(常務理事)がここに来て2年ぐらい栽培してみました。収穫はできたので、むつ市の会社を通して仙台の有名な老舗高級デパートFや八戸の市場に出荷しました。結構単価も高く1個1,500円で販売できました。良い品物を作ってきたら栽培するためには、それなりのノウハウや作付け場所等の色々な要素があってそこまですくわけて、ここではサルの食害等もあり、この地域でかぼちゃの栽培は結構難しいのかなと思います。



ます。

加)：販売した仙台のFデパートは高級老舗百貨店ですね。そうすると、こちらで作られたかぼちゃは、とても価値が高く量が取れば、ブランドとして確立することはできるかもしれない。高く買ってくれるわけですよね、サルの食害を乗り越えて、できたものは好評だということでしょうのでしょうか。

脇) 公社ではまだそこまでできなくて、結局1年目で。なかなか栽培適地もなくて、サルの食害とかやる人の熱意等が揃わないと、なかなかブランド化のルートには乗っていませんでした。

加) そうですね。私自身、有機農業を営む農家の経営について調べたことがありますですが、農家本人がノウハウを確立し、継続してやらないとなかなか上手くいかない。そこを公社が1からやるのはなかなか大変だと思います。

しかし、かぼちゃの採算がとれなかったが、栽培のノウハウを確立して、そばで上手くやれば、今年は残念だったけど、そばを将来的にブランドとして売り出していく考えはあるのでしょうか。

脇) 平成28年度の赤字のイノシシ事業から撤退し、その後公社の主力はそばの栽培にし、できればブランド化できればという考えもあって、スーパーM（本社むつ市）にて販売しました。Mは県内に40店前後ありますが、令和2年度に下北管内の8店舗。令和3年度には全県店舗で脇野沢のそばを販売。精米所で粉にして、ここで真空パックにして、M全店舗で「脇野沢産蕎麦」ということで売り込みしました。令和2年に160個、令和3年に約700個、販売できました。そのため、結構手応えを持ちました。

そして、そばが収穫できたので、公社の臨時職員に、むつ市のそば屋にそば打ちの研修を受けさせ、また公社で、そば打ちの道具も買って（そばを）打てるようにしたりしました。また、公社の隣に加工施設もあるのでそこで、そば粉をそばの形にするところまでできることや、それから作ったそばを、脇野沢地区だけで限定的に生そばで試験販売もしていたのですけれども、残念ながら今年は、自然災害によってそばが皆無になって、その流れも中断せざるを得ないということで、まだまだこれからの取組みとしては未知数です。

加) 来年はまた、作付けはする予定ですか。

脇) もし収穫できて体制が組めれば、なんとかできる気持ちもある。しかし今年が採れてない。続いていければ、徐々に、値段も500g 580円で売っていたのをもう少し高くして、県内の方に脇野沢の顧客になって頂けるのではないかと考えていましたが残念ながら今年は中断せざるを得なかったです。

加) 安定すれば脇野沢のそばをブランド化してと考えてはいるが、今のところはまだ、自然災害の影響もあり道半ばということですね。

脇) 補足ですが、そばに絞った理由としてはまず、サルの食害が少ないと言うことがあります。他の農作物だと生育過程で、かぼちゃでも途中で食害に遭うし、他のものも結構みょうが以外は影響を受けた中で、結構長く、そばの栽培をやっているのは、サルの食害もひどくないことと、比較的機械でやれるので労力が少なく済むと言うことですね。植え付ける前に2、3回耕して畑作り、(種を) 蒔ける状態にする作業も、農作物管理が比較的労力がかからないことで大きく利益を上げられなくても予期せぬ自然災害さえなければ大赤字になるものではないというところがあります。

加) サルは食べないのですね。

脇) また、そば栽培のコストについてですが、この場所がかつて農家が水田で耕作していたのですが、農業政策や津軽半島の気候的な影響もあって収量が400kg位しか取れない。そのため、多

くの農家が高齢化とともに離農していき、その結果耕作放棄地として空いている。そこを公社として借りているので、コストがかからないこともあります。

しかし、そばに移行するために、コンバインの購入、そばの乾燥施設にかかる設備投資が必要であったので、公社にとって多少リスクがあります。それらを銀行から融資を受けて導入しますので、借入金は返していかなければいけなくて、そこが重荷です。

さらに、今年の豪雨災害については、被害はありませんでしたが、令和4年の8月3日と8日～13日の豪雨災害で、皆さんが来られた道路の脇の脇野沢川が氾濫して濁流がそば畑に流入し、そばが根腐れを起し芽が出てこなかったです。また畑が乾かなくて、重機も入っていけない。そのため、今年は平年の1%前後しか収入がないような、非常に厳しい状態です。

加) そば事業についてこの聴き取りによって災害の影響がいかに多大であったことの経緯を知ることができました。

加) 地域の課題として農地の保全、耕作放棄地の解消が考えられる一方で、健全化のための取組みとして作付けしない農地の保全管理を行わないとあります。この取組みは地域の課題とは背反しているように感じました。個人的に、第三セクター地域の課題に取り組んでいると言うことをイメージしていました。あくまで利益の追求という点では、通常の企業と変わらないのでしょうか？

脇) ご指摘のとおり、公社の役割として農地の保全や耕作放棄地の解消は、非常に重要なことだと思っています。昨年、脇野沢地区の農地、約25ha程度で、そばの作付けを行い、作付けだけでなく一部農地の保全も行っておりますし、今年いろいろなことがあって、そばはできなかったのですが、私も、理事長もむつ市の職員も手伝ってくれて、0.5haほど作付けしない農地の保全をしました。数年放置しておく野草が生えてきて、大きくなってしまふの。そうなる農地を保全することができなくなってしまうので、そこまで行かない程度に農地を次の世代に残していける取組みとかは非常に重要だと思っています。ただ結局、それをやるために人とか資材が必要であって、やりたくてもできないので、理想というか考えだけで実際にすることもできないので、人などが整えば、という感じです。また、できるだけ国道の脇、近辺は、綺麗にしておいた方が景観上も良いわけですね。それが理想なので、人や資材が揃えば、なんとかそういう取組みができるかなとは思っていましたが、まだ力及ばずと言った感じでした。

加) そば事業が将来、いわゆる、むつ市のふるさと納税の財源になりえるでしょうか？

脇) そば粉をスーパーMで販売するところまで至ったその延長線上で、そば粉を真空パックにして、ふるさと納税の返礼品にできればとむつ市の経済部長とも話したりもしました。今年、そばがある程度が収穫できて、公社の収入を安定させるためにもそのようにできればとも考えてはいましたが、豪雨の被害の影響もあり、ふるさと納税の返礼品にすることは実現には至っておらず、今後の検討課題となっています。

加) むつ市のふるさと納税のサイトを見ると、下北牛の加工等が大鰐町に委託していると記載されていますが、公社やむつ市で加工等を行うことができれば六次産業化にもつながるのではないのでしょうか？

脇) 旧脇野沢地区にあった牛舎は、担い手がいなく事業を終了してしまいました。その後、下北ワインがその場所を借り、その後、地方創生事業で平成27年にその空いている場所を利用し短角牛の繁殖を始めました。その後数を増やし、20数頭から現在70数頭に数を増やしています。こ

ここで肥育した牛は、十和田・七戸方面で枝肉にして、大鰐ではお客様用に加工を行っていて、その一部がむつ市のふるさと納税の産品となっているのです。

加) 大鰐町の方が設備は整っているということでしょうか？

むつ市で加工を行うことができるようになれば雇用も生み出されるのではないのでしょうか？

む) 加工施設の投資コストが高すぎて、建設することができないのです。

加) むつ市で加工を行うよりも、大鰐町に委託して加工してもらった方が生産コストの面で良いということですね。

む) そうです。下北牛はむつ市生産の牛肉となっていて、ここで生まれてここで肥育しています。加工だけが、大鰐町で行っているということです。

加) むつ市のみならず、様々なところが関わっている第三セクターということですね。

今回のインタビューで公表された情報だけでは分からなかったことがよく分かりました。ありがとうございました。

## まとめとして

以上の協野沢農業振興公社及びむつ市経済部農林水産業振興課の現場インタビュー調査から、同公社の財務状況、現状及び今後の展開について詳しくヒアリングすることができた。

協野沢農業振興公社の事業では、むつ市と連携を取りながら第三セクター公社の責任を果たすべく事業に従事していることがインタビュー調査よりわかった。

しかしながら、農業生産物生産事業自体の難しさや予期せぬ自然災害、野生動物による食害の影響、新型コロナウイルスの影響もあってここ最近では現状厳しい運営が続いていることが伺えた。

第三セクター法人の設立趣旨及び存続は、利益を確保しなければならない民間企業と異なり、地元雇用の創出、地域における農業生産の維持、観光需要の喚起など地方自治体が担うべき役割の一端を果たしている。

近年では、インタビュー内でもふれたように、新規の農業生産物の生産が軌道に乗り、ふるさと納税により自治体の歳入に寄与する先行成功事例が多く報告されている。同公社の今後の展開がどうなるか未知数ではあるが取り組み次第によっては、さらなる農業生産物の拡大や商品のブランド化も可能であり、今後に期待したい。

## 〈謝 辞〉

今回のインタビュー調査に関して、協野沢農業振興公社小田晃廣理事長、二本柳茂常務理事、むつ市経済部農林水産業振興課畜産鳥獣グループの澤野容平様には、ご多忙の中ご対応いただきまことにありがとうございました。深く感謝申し上げます。

また、当調査にあたり、弘前大学 むつエコサテライトキャンパス事業のご支援をいただきました。むつ市役所の担当様及び弘前大学社会連携部社会連携課、特にご担当いただいた同課主任、花田昌吾様にはたいへんお世話になりました。

- 
- <sup>1</sup> 総務省HP「第三セクター等の状況に関する調査」([https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/c-zaisei/kouei/02zaisei06\\_03000041.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei/02zaisei06_03000041.html)、2022.12.10最終閲覧)
  - <sup>2</sup> 深浦町HP (<https://www.town.fukaura.lg.jp>、2021.12.10最終閲覧)
  - <sup>3</sup> 総務省HP「第三セクター等の経営健全化の推進等について」(000323990.pdf (soumu.go.jp) 2022.12.10最終閲覧)
  - <sup>4</sup> (社)むつ市脇野沢農業振興公社(前脇野沢村農業振興公社)における取組み ([https://www.maff.go.jp/j/study/kousaku\\_houki/02/pdf/data4.pdf](https://www.maff.go.jp/j/study/kousaku_houki/02/pdf/data4.pdf)) (2022.12.10最終閲覧)
  - <sup>5</sup> むつ市HP「第三セクター等経営健全化方針」(<https://www.city.mutsu.lg.jp/work/sangyou/tikusan/files/keieikenzenkahosin.pdf>) (2022.12.10最終閲覧)
  - <sup>6</sup> 同上
  - <sup>7</sup> 同上



そ の 他



資料

# 福島県喜多方市の地域ブランドを支える人財育成団体の事例研究：会津喜多方商工会議所青年部、きたかた商工会青年部、一般社団法人 会津喜多方青年会議所、NPO 日中線しだれ桜プロジェクト、NPO かけはし、一般社団法人 塩川なまずの里の会

佐々木 純一郎<sup>※</sup>

**Case study of human resource development organizations that support local brands in Kitakata City, Fukushima Prefecture: Aizu Kitakata Chamber of Commerce Youth Division, Kitakata Chamber of Commerce and Industry Youth Division, Aizu Kitakata Junior Chamber, NPO Nitchusen Weeping Cherry Project, NPO Kakehashi, General Incorporated Association Corporation Shiokawa Catfish Village Association**

Junichiro SASAKI

キーワード：地域ブランド、地域の土台、企業家の人財育成、広範な市民の人財育成

## I. はじめに

筆者は弘前大学戦略1の研究として、次のように報告を行ってきた。

『弘前大学大学院地域社会研究科年報』第15号（2019）掲載の「地域ブランドと産学連携—日本酒と地域商社の事例研究—」、同第16号（2020）掲載の「いわき信用組合といわきユナイト：福島県における金融機関による地域商社の伴走支援」、同第17号（2021）掲載の「民間地域商社、自治体出資地域商社そして観光協会：有限会社漂流岡山、株式会社東近江あぐりステーション、有限会社南相木村故郷ふれあい公社、一般社団法人志賀町観光協会、一般社団法人喜多方観光物産協会、そしてにしあいづ観光交流協会」、そして同第18号（2022）掲載の「地域商社の事例研究：株式会社チーム佐渡島、一般社団法人佐世保物産振興協会、西九州させほ地域商社、株式会社ふじさきファーマーズLABO（ふじさき食彩テラス）、R\*A BASEそして有限会社ウミガメフーズ」である。

本稿では、弘前大学戦略1の研究期間終了後、2022年度に訪問調査した先行事例の中から福島県喜多方市に拠点を置く6団体を紹介したい。これまでの一連の調査を踏まえ、地域ブランドに関係する地域商社の活動には、企業家などの経営人財が必要であり、企業家を育成する地域の土台、地域づく

<sup>※</sup> ささきじゅんいちろう 弘前大学大学院地域社会研究科 教授

りが重要であると確認した。福島県喜多方市は、豊富な企業家育成をおこなっている先進地であると考えた。

そこで「喜多方市市民活動支援センター」や各団体のHPを参考にして、第一に「企業家の人財育成」として①会津喜多方商工会議所青年部、②きたかた商工会青年部、そして③一般社団法人 会津喜多方青年会議所 (JC) を選択した。第二に「広範な市民の人財育成」として、①NPO法人日中線しだれ桜プロジェクト、②NPO法人かけはし、そして③一般社団法人 塩川なまずの里の会を選択した。

これから新たな地域ブランドを展開する場合や、既存の地域ブランドを再ブランド (リ・ブランド) 化をしようとする地域に対し、多くの示唆を与えられたい。

なおインタビュー取材にあたり、各団体との連絡調整は、一般社団法人喜多方観光物産協会の樟山敬一会長にご協力いただき、インタビューの場に同席していただいた。この場を借りて改めて謝意を表したい。

## II. 喜多方市の企業家の人財育成に関係する団体

### 1. 会津喜多方商工会議所青年部

お話し 副会長 佐藤健信氏 (有限会社峰の雪酒造場 専務)  
聞き手 弘前大学大学院 地域社会研究科 教授 佐々木純一郎  
同席者 一般社団法人喜多方観光物産協会 会長 樟山敬一氏 (2022/6/28訪問)

喜多方市の予算も用いて12月にイルミネーション事業を行っている。これは市内の約2200名の児童の「願い事」が書かれた短冊をタワーに飾り付け、喜多方プラザ文化センター広場から喜多方市民に向け「希望の光」を灯したものである。また未就学児を対象に、サンタ事業を行い、親御さんから預かったクリスマスプレゼントを50家庭に配達している。夏のレトロ横丁では飲食ブースの出店を取りまとめている。

2022年5月、高校生を対象に少子化などについてアンケートを取り、意見交換した結果などを喜多方市に提出する予定である。2022年10月1日から2023年2月28日まで、初めてデジタル・スタンプラリーを実施する。また喜多方市の補助金を受けて、50対50の婚活を行い、好評だった。

会員は現在50名であり、5,6年前の50周年記念の年には80名が在籍していた。

もちろん会合以外で顔を合わせることも多く、活発だと感じている。市職員2名も会員となっている。青年部の定例会は親睦会の場でもある。

メンバー同士で事業の勉強会を開くが、「ダメ出し」しないのが特徴である。フェスティバルなどのソフト事業をやってみようという雰囲気がある。

「企業家」の役割とは、前例のないことを情報収集することではないか。結果として、自分の仕事以外の経験を積み、他者とのつながりが増えていく。会津若松市や山形県長井市と、青年部同士の交流がある。

自社は、昭和時代に分家として創業したが、200年前の蔵を購入して始めている。ハチミツや果物を用いた酒は、峰の雪の人気商品となっている。自分の息子は野球の部活がしたいというので、通学バスで40分かかる米沢中央高校に通っている。また会津若松の高校に通う子供もいる。

毎年5月の最終土曜日は「喜多方酒蔵探訪のんびりウォーク」を開催している。また2月の喜多方冬まつり期間に合わせて「喜多方 SAKE フェスタ」を開催している (定員500名)。喜多方中央公民館が主催する「知的のんべえのための酒づくり講座」は140名参加だが、半分は県外からやってくる。市内の酒蔵で本格的な酒造りを4,5回にわたり体験できるが、宿泊施設には受け入れ限度があるため、各蔵単位で日程を分散化させている。また初市では、青年部のだるま販売が好評である。元気のある青年部の店が「縁起が良い」といわれている。白河だるまを仕入れて販売しているが、特に選挙イヤーには売れている。

他方、株式会社喜多方キラリファーム23は、アスパラガスを千疋屋に出荷しており、活発な人材が集まっている。

青年部には、すでに事業承継した人や、これから予定している人の両者がいる。婿取りによる活力の話もよく聞く。あわせて嫁ターン、婿ターンというのでもよく聞く。地方でも起業できる状況がある。喜多方の観光資源を活かした滞在化が求められている。

青年部にある「組織力向上委員会」はGoogleドライブやzoomを活用した勉強会を開いている。この2年間のコロナによる影響は大きく、飲食店が激減している。



「未来共生委員会」は高校生が欲しいという「買い物」、「遊び場」、「デートの場所」について青年会議所（JC）と勉強会を開いている。このように他の組織とも交流を深めている。例えば、40歳までJC、45歳まで当青年部、その後ロータリークラブに移行する人も多い。また自分が青年部に所属し、母親が女性部、父親が親組織にあたる商議所会員というパターンもある。女性会はレトロ横丁の企画として、「レトロファッション Show」を開催している。このようなつながりを残したい。JCに比べ、会費もリーズナブルであり（入会金 2,000円。年会費（正会員）24,000円、（賛助会員）12,000円）、若い会員を集めたい。活動にあまり参加しない会員の声を聞きたい。もちろん女性比率の向上も課題である。本業のアイディアを青年部の交流から得ている。

会津喜多方商工会議所の伝統として「呑めば組織が強くなる」といわれている。喜多方の世代交代には、若い経営者の活性化が是非必要である。

なお日本酒の品質向上には、福島県ハイテクプラザ会津若松技術支援センターの果たした役割が大きい。あわせて福島県酒造組合が運営する、福島県清酒アカデミー職業能力開発校も酒造りのプロである「酒造士」を育成しており、自分も講師を務めている。

楽しそうな人が集まってくる雰囲気を作るのが大切だ。

仕事上で喜多方の蔵が次第に解体されている場面に立ち会う仲間もおり、大変残念がっていた。かつては酒造蔵に、蔵を修繕できる職人が常駐していた。こういった人材育成も必要ではないか。

## 2. きたかた商工会青年部

お話し 部長 古川一裕氏（株式会社古川石材店 代表取締役）  
聞き手 弘前大学大学院 地域社会研究科 教授 佐々木純一郎  
同席者 一般社団法人喜多方観光物産協会 会長 樟山敬一氏（2022/6/27 訪問）

自社は明治時代に創業し、道路の基礎など、土木工事に関係する事業も手がけてきた。自分は四代目になる。経営革新を目指し、コンクリートの表面研磨などに挑んでいる。

きたかた商工会青年部の事業のメインは「おしごと広場」である。2017年、子供たちに喜多方への郷土愛を育み、将来喜多方を牽引する人材になってほしいという想いで始めた。多様な仕事を子供達に伝えており、子供の反応も上昇し、子供たちの楽しみになっている。きたかた商工会には、塩川、熱塩加納、高郷、そして山都の4支部あるが、会員は減少している（会合場所は塩川）。主に地域内の市場を対象とした商売であり、家族経営も多い。

自社は、石材を扱い比較的安定した経営であるが、東日本大震災の影響が今頃やってきている。例えば、お墓に関する風習などは、喜多方と会津若松でも異なる場合がある。

塩川は舟運の町である。地域には福島県立テクノアカデミー会津（職業能力開発短期大学校・職業能力開発校）があり、若い人がいる。福島県の中通りからも学生が来ており、会津坂下の学生も下宿している。

この他、（喜多方市・湯川村・会津若松市の）二市一ヶ村日橋川「川の祭典」実行委員会が主催する「川の祭典」が大きなイベントになっている。イカダ下り、ニジマスつかみ捕り、そして会津最大の花火大会が開催される（塩川に花火の製造・打ち揚げ・販売を行う有限会社赤城煙火店がある）。お店の出店も多く、栈敷席は7-10万円で販売している。

ところで「企業家」を意識するのは、納税の際に地域貢献を実感する時である。会員の中には収入減などにより、この点を意識できない人も多いのが現状である。大学では経営学を学んでいたのでも、経済書のほか、歴史文献や、ナショナルジオグラフィックなどを購読している。

前述のとおり、塩川は舟運で栄え、会津の物資の集散地として発展してきた。近年、塩川の御殿場地区が宅地として区画整理され、転入者により人口が増えている。子供数も増え、地元小学校の教員が不足しているほどである。また稲刈り後には、熱気球のバルーン大会がある他、夏祭りなどで活躍する太鼓台が塩川に10台以上残っており、旧喜多方市の20台に次ぐ規模である。現在の喜多方市の合併後、山都のそば祭りや橋のライトアップそしてスタンプラリーなど、各地の良さを活かす取り組みを続けている。各地区のプライドもあり、合意形成には難しさもある。だが青年部として各地の資源を活用する人材を育成したいと考えている。

### 3. 一般社団法人 会津喜多方青年会議所

お話し 理事長 鈴木康浩氏 (株式会社ホンダブリモきたかた 取締役社長)  
聞き手 弘前大学大学院 地域社会研究科 教授 佐々木純一郎  
同席者 一般社団法人喜多方観光物産協会 会長 樟山敬一氏 (2022/6/28 訪問)

ホンダの他、建設業やガソリンスタンド、そして中古車販売に取り組んでいる。

喜多方市は人口減で内需依存だけでは難しくなっていく。地域外からのお金の還流が必要となってくる。デメリットと折り合いをつけることも大事であり、設備投資も早めに取り組んでいる。喜多方市内では大量生産の業種は少ない。地域の付加価値を高めるために、例えば野菜などを適正価格で販売することも必要になってくる。「安くて良いもの」というだけではダメになる。また適正な価格で買ってくれる相手が必要になる。

ホンダの販売店は会津若松に直営の三店がある。21年前、喜多方市内にあるホンダ金属の工場長から父親に、喜多方市内でのホンダの販売会社設立を勧められた。

自身は郡山の高校に進学し、漠然と大学進学を考えていたが、このような経緯があり、ホンダの自動車専門学校・ホンダテクニカルカレッジ関東に進学し、東日本大震災の年に喜多方に帰ってきた(建設業も事業承継している)。

ホンダの販売会社としては、高齢化と人口減により販売台数の減少が認められる。喜多方市の人口は2008年の新市合併時点で約56,000人だったが、今では43,000人ほどになっている。以前は喜多方に五校あった高校も二校に減る予定で、優秀な子供たちは会津若松などの高校に進学している。

青年会議所は毎年理事長が変わる組織である。近年、ピーク時に約50名いた会員も現在19名と会員減少が深刻化している。会員減少の要因には喜多方市の人口減少もあるが、それ以上に地域社会からの共感が薄れていると感じている。青年会議所は地域社会のための組織であるため、今まで以上に地域から求められる組織になる必要がある。そのために共感を生むまちづくりを実践し、青年会議所運動に共感した新しい仲間を増やし、活動の幅をさらに広げていきたいと考えている。今年度は市長や議長との対談も積極的に行い、行政との関わりをさらに深めている。

## Ⅲ. 喜多方市の広範人財育成に関係する団体

### 1. NPO法人日中線しだれ桜プロジェクト

お話し 理事長 唐橋脩氏、事務局長・理事 井上普氏  
聞き手 弘前大学大学院 地域社会研究科 教授 佐々木純一郎  
同席者 一般社団法人喜多方観光物産協会 会長 樟山敬一氏 (2022/6/27 訪問)

1984年に廃止された国鉄「日中線」跡地に、1988年、喜多方駅を起点に1030mの区間で緑道公園が整備された。しだれ桜の並木道にシンボルのSL広場が設けられ、市民の憩いの場として「日中線しだれ桜散歩道」が完成した。その後の整備により、現在は全長約3kmになるが、さらにその先、旧熱塩駅までの8.5kmの延長を目指し、2013年春、市民有志で「日中線しだれ桜プロジェクト」を立ち上げている。

唐橋氏と井上氏は、小中高と同級生であり、近所に住み、登山など共通の趣味があった。

国鉄日中線で遊んだ時代をすごしてきた。国鉄日中線は1984年3月、廃止される。

喜多方市長を務めた唐橋東氏(唐橋脩氏の父。1967年総選挙・福島県第2区衆議院議員(1期)、日本社会党公認。1970-1986年、喜多方市長4期。)が提唱し、1986年4月から日中線の廃線跡に、市民のいこいの場としてしだれ桜を植えた。しだれ桜は三春町の滝桜のように、一本でも絵になる。

廃線跡3kmを超えた部分に「しだれ桜」を延長するのが、このNPO法人の目的となっている。ギネスの認定は困難だそうだが、「世界一のしだれ桜並木道」を自認している。NPO法人の会員には喜多方市役所の職員OBが多いが、これから広く拡大したいと考えている。

喜多方市と民間との協働をイメージし、3ヶ月で1万人以上の署名を集め、喜多方市議会に「市の事業となるよう」請願したが、可否同数により否決された。喜多方市と民間の役割分担を理解してもらえず、市の負担が大きくなると誤解されたと思われる。東日本大震災後2014年、今度は「陳情」として認められた。市議会に否決されたので、喜多方市役所内では職員が動くことができない。そこで市職員OBや市議の一部が中心となりNPOを作ったという経緯になる。

オーナー募集による植樹は、2016年81本、2017年40本、2018年40本、そして2021年29本の4回である。次第に植栽地の確保が難しくなっている。日中線は合併前の旧喜多方市と旧熱塩加納村とにまたがっていたが、熱塩加納村側の廃線跡は、圃場整備のため道路になったといわれる（栗原景氏の説）。

第一回の2016年は、オーナーを遠方に求めた。ちょうど桜の季節にあたる4/1に募集したので1日で100人以上の応募があった。ところが第二回の2017年は7月に募集したところ、申し込みが激減した。これまでに植樹が195本、記念樹が11本という実績になる。

当面のゴールとして、2024年に50本の植樹を目指している。草刈り、剪定、防虫など維持管理に手間がかかる。斜面の場合、整地費用も加わる。

将来的には「喜多方しだれ桜」の地域ブランド化を目指したい。日中線は始点と終点の標高差が100mあり、南北に長いので比較的長い期間、観光資源として楽しめる。また540mの桜のトンネルなど、三ヶ所の見どころがある。喜多方市内の飲食店などにお金が入ると期待される。

#### \*樟山氏コメント

行政主導だと、ゴールが見えない事業はなかなかスタートできない。この事業はむしろ民間主導でスタートしたのが良かったのではないかと。しかしながら民間だけでは限界もあるので、行政との協働による役割分担ができないか、いずれ検討すべき時が来ると思う。一方で、最初に整備された3kmのしだれ桜並木は喜多方市主導で整備が進み、現在は市民がお客様状態であるため、こちらも市民との協働をどう作るのが課題になっていると思う。市民が桜並木の整備やイベントに関わることにより、主体性と愛着が生まれる。「市民と行政との協働」の具体的な姿をどのように作っていくか、今後十分な議論を尽くす必要があると思う。

## 2. NPO法人かけはし

お話し 代表理事 石島来太氏

聞き手 弘前大学大学院 地域社会研究科 教授 佐々木純一郎

同席者 一般社団法人喜多方観光物産協会 会長 樟山敬一氏（2022/6/28訪問）

長野県出身だが、福島大学在学時代に東日本大震災の復興をお手伝いした。その際にNPOまちづくり喜多方の蛭川靖弘さんと知り合った。卒業後、民間企業に就職したが、「福島県で働きたい」と思い、蛭川さんに相談したところ、仕事も家も用意していただき、創業者育成などに取り組んでいる。途中二年間の中断があったが、地域おこし協力隊などを経て、個人事業主として起業家育成などに取り組んでいる。起業家の業種は美容室、整骨院、喫茶店、子供服販売など多種にわたる（後述の塩川なまずの里の会も創業セミナーに参加）。

喜多方に惹かれた魅力は、町の雰囲気が良いことと、街中に大企業が入り込んでいない中小企業の町である点にある。2014年に喜多方に移住し、もうすぐ8年目となる。これまで委託事業の比率が大きかったが、遠隔地の子ども含む、オンラインの学習塾や子供キャンプの主催、そして今年度はチラシやWEB作成などにも手を広げている。

なお会津喜多方青年会議所（JC）に所属しているが、経営者以外にサラリーマンも3人ほど加入している。そこでは若い世代の経営者と人脈ができていく。

喜多方では白米と水がとても美味しい。食のクオリティが高いのは、自然の豊かさを反映している。小さな町で「アットホーム」な感じがする（なかにはストレスを感じる人もいるようだが）。喜多方の高校生はみんな地元が大好きである。戻ってこれることができるとの魅力、職場そして居住空間が必要である。若い20代の起業家は「やりたいことがある」、「自分たちがやらなければ」という思いが強い。このようなやる気を継続させる仕組みが必要である。価格競争に巻き込まれないために、喜多方でしかできない地域ブランドの確立が必要である。若い人のコミュニケーションは盛り上がっている。

#### \*樟山氏コメント

喜多方観光物産協会（会員約250名、賛助会員約240名）に地域商社機能を整備したいと考えている。地域活性化にむけては、道の駅などを管理する第3セクターの喜多方市ふるさと振興株式会社もある。

この40年間で喜多方の全国的な知名度は「蔵のまち、ラーメンのまち」として大幅に向上したが、まだ弱いと感じている。喜多方ブランドとは「きたかた」自体のブランド化である。「喜多方」という名前のブランド化が究極の目的と考えている。

1995年に「蔵の会」が発足し、それに対抗する形で2003年には市内中心部の東側地区に「会津北方小田付郷町衆会」が発足し、よきライバルとして、まちづくり活動が活発化した。2001年に始まった「喜多方発21世紀シアター」（街中で大文化祭）、「蔵のまちアートぶらり〜」（街中でアート展）以来、文化面



からまちづくりに厚みが出てきた。2005年のあいつ DC から「レトロ横丁」が始まり、2008年の市町村合併後、「自らの地域活性化はそこに住む住民が主体的につくる」という考え方に立って、各種ウォーキングイベント等がどんどん生まれた。喜多方は市民参加のイベントが多い元気なまちだと思う。

レトロ横丁は当初の3年間は補助金があったが、4年日以降は、夏祭りのイベントに組み込むとともに、それまであった花火大会をやめて、その協賛金をレトロ横丁に回すようにした。それから15年以上が経ち、この市民参加型のイベントはもはや「伝統」として定着している。JRグループからも、DCでは最も成功した事例であると評価されている。

### 3. 一般社団法人塩川なまずの里の会

お話し 代表理事 鈴木孝夫氏、監事 花見壽保氏  
聞き手 弘前大学大学院 地域社会研究科 教授 佐々木純一郎  
同席者 一般社団法人喜多方観光物産協会 会長 樟山敬一氏 (2022/6/28 訪問)

同会の目標「塩川町はとても楽しいワクワクする」。「塩川町に住んで、良かったなあ」。「金鯰物語の舞台、塩川町」。

鈴木孝夫氏

鈴木氏は1959年生まれ。子供の頃は祭りも人がいっぱいいたものだが、現在は商店の経営が心配な状態である。何軒かの老舗が残っているが、会津縦貫道の開通により、むしろ地域は経済発展から取り残されてしまったと感じている。元々、会社員として喜多方市塩川町（以下、塩川）を憂えていた。塩川にお金を落としてもらう仕組みが必要だと考え、まずは地域外の人に塩川町を知って欲しいと思っている。松平氏が会津若松に入府する前から、塩川町はさまざまな特産品の集散地として会津盆地物流の中心に位置していた。塩川は水運、舟運の町であった。塩川のお店は、明治7年に300軒あったといわれている。

塩川にある福島県立テクノアカデミー会津（短大）観光プロデュース学科の先生と生徒の協力により、「なまず」をテーマにした（原作「金鯰（こんなまず）物語」を基に）「1ぴきのなまず」の絵本を創作、「のれんちょ」というチョコ菓子を開発した。

父親が魚取りを趣味としており、会津の多くの河川が合流する塩川には川魚料理の店もあった。現在、なまず料理を提供しているのは一店だけである。なまずは白身でクセがない。20-30年ほど前には、なまず天ぷらをラーメンと組合せて販売したこともあった。その関係で「塩川なまずの里の会」という名称にした。

なまず以外にも塩川では「鳥もつ」という郷土料理がある。鶏皮をもつ煮風にした料理であり、地元のスーパーの惣菜や缶詰として販売している店もあり、喜多方市内で10店くらいが取り扱っている。

いずれは、なまずの養殖にも取り組みたい。会津に伝統的な織物の「会津木綿」（地域毎に独特の模様を有す。塩川町にも「塩川木綿」の縫製工場もあった）があり、その木綿を利用し座布団にした「金なまず」のフィギュアも制作している。毎年1月15日、伝統文化行事の塩川初市と、近年木造船（廻来船 かいらんせん）を東西で引き合う「開運舟引き」行事の加わった祭りが開催される。

塩川城六千石といわれた時代もあった。1954年に塩川町は、以前の四地区（旧・塩川町、堂島村、姥堂村そして駒形村）が合併し形成された。近年はJR塩川駅の西側に「御殿場」という住宅地が開発され、子供を含む人口が増えている。

幼稚園の子どもたちに「金なまず」の塗り絵をしてもらい、塩川町で展示する活動も行っている。塩川がなまずの町として、子どもたちの記憶に残ることができれば幸いである。

花見壽保氏

元JAグループ勤務で、現在は農業。40年前、会津のピーナツ畑は約百町歩（ヘクタール）あった。1988年、輸入自由化により中国産との価格競争が激化し面積は激減した。会津のピーナツは油分が多く、マイルドな甘さである。学校との連携、老舗の醤油や味噌、そしてチョコレート職人の協力により「のれんちょ」が誕生した。容器も丈夫な貼箱を使い、保管箱として活用してもらえるように工夫している。個人的にはこれから10年以上、塩川なまずの里の会の活動を続けていきたいと考えている。



# 研 究 科 日 誌

(2022年4月～2022年12月)

第1回 地域社会研究会報告



## 研究科日誌 (2022年4月～2022年12月)

Chronology (Apr.2022 - Dec.2022)

### ●地域社会研究会研究報告発表会

2022年度 第1回研究報告発表会

令和4年8月23日(火) Microsoft Teams

- ・「音楽の身体性とアフォーダンス理論

—生態学的アプローチによる音楽科授業実践の提案—

内海 昭彦 (19期生 地域文化研究講座)

- ・「コロナ禍におけるインバウンド

—青森県の現状をとおして—

佐藤 光磨 (19期生 地域文化研究講座)

- ・「孤立孤独の軽減に向けた取り組み

—青森市横内地区を題材に—

齋藤 雅美 (19期生 地域文化研究講座)

# 弘前大学大学院地域社会研究科年報 投稿要領

平成20年9月制定

平成26年6月改正

平成29年4月改正

令和3年5月改正

本年報は弘前大学大学院地域社会研究科によって発行される学術雑誌である。地域社会に関する研究成果を内外の研究者から広く募集し、その成果を掲載発表することにより、地域社会の発展に寄与することを目的とする。なお、休学中の学生であっても投稿することができる。また、外部投稿者(本研究科の所属教員・学生・客員研究員以外の者)は、「論文(査読あり)」にのみ投稿することができる。ただし、外部投稿者であっても共著者に本研究科の所属教員を含む場合は、「論文(査読あり)」以外のカテゴリーにも投稿することができる。

## 1. 発行時期

年1回発行する(3月刊行予定)。

## 2. 投稿締切

投稿は随時とするが、当該年度内の本年報に掲載を希望する論文等の投稿締切日については年度初めの原稿募集案内に明記している。

## 3. カテゴリー

提出原稿は「論文(査読あり)」「論文(査読なし)」「研究ノート」「その他」という四つのカテゴリーのいずれかを明示して提出する。

### (1) 論文(査読あり)

研究の結果を十分考察した内容でオリジナリティのあるもの。

査読を受け合格した論文は、『論文(査読あり)』と明記して、年報に掲載する。

### (2) 論文(査読なし)

研究の結果を十分考察した内容でオリジナリティのあるもの。

### (3) 研究ノート

特定主題に関し、①研究動向・事実状況等を展望し研究上の提言を行ったもの、②史・資料の紹介に重点を置きつつ考察を加えたもの、③その他の萌芽的研究を記したもの。

### (4) その他

上記(1)、(2)、(3)のいずれにも該当しないもの。

## 4. 提出物

○CDまたはUSB

○ハードコピー(本研究科院生および外部投稿者は3部、本研究科修了者、研究科教員および編集委員会が依頼した執筆者は1部)。

※原稿は図表等のスペースを含めて日本語の場合はA4用紙1枚につき1600字、計20頁以内、英語の場合はA4用紙1枚につき600words、計20頁以内とする。ただし要旨の字数は含まない。

※論文及び研究ノートの場合、いずれも英文300wordsの要旨・キーワード(4項目まで)と日本語800字の要旨・キーワード(4項目まで)を含むこと。「その他」の場合は英文タイトルのみとし、投稿者の希望により英文300wordsの要旨と日本語800字の要旨を付すこともできる。

※原稿には投稿者の所属、肩書および連絡先(住所、電話・FAX番号、メールアドレス)を付



記し、氏名にはフリガナとローマ字表記を添えること。

※英語の場合は事前に native speaker による proofread を受けること。

○投稿票

○論文及び研究ノートの Web 公開に関する承諾書

## 5. 査読

本研究科院生および外部投稿者により提出された論文（査読あり）原稿は、2名のレフェリーによる査読を経て、編集委員会において採用の可否を決定する。

## 6. 校正

校正は原則として著者が行い、3校までとする。

## 7. 原稿

原稿は採用の可否にかかわらず返却しない。また掲載された論文等の抜刷りは50部まで無料である。

## 8. Web上の公開に関する手続き

本年度に掲載される論文及び研究ノートはPDFファイルの形で、地域社会研究科のWeb上に公開する。ただし、著者の承諾が得られた論文及び研究ノートは、全内容を公開し、部分的に承諾が得られなかった論文及び研究ノートは、承諾を得られなかった箇所を除いて公開する。Web上に公開された論文及び研究ノートの著作権は、地域社会研究科に帰属する。

また、公開に伴いガード等が必要とされる事項については、編集委員会が対応・処理する。投稿者または投稿者の代表者は、投稿にあたって、「論文及び研究ノートのWeb公開に関する承諾書」（弘前大学大学院地域社会研究科、平成17年10月26日承認）に、署名又は記名押印し、意思表示を行うものとする。

## 9. 原稿の提出先・連絡先

〒036-8560 青森県弘前市文京町1番地 弘前大学 人文・地域研究科教務グループ

電話：0172-39-3960（直通） E-mail：jm3960@hirosaki-u.ac.jp

## I. 全般的留意点

1. 原則としてワードプロセッサを使用して作成した原稿を提出する。
2. 原稿は横書きと縦書きの両方も可とする。

## II. 本文

1. 本文が始まる前にタイトル、氏名、要旨、キーワードの順に和文とその英訳を挿入する。タイトルは内容に即して平明・簡潔にする。

2. 項目の区分について

横書きでは

- (1) I, II, III, …… [節]
- (2) 1, 2, 3, …… [項]

縦書きでは

- (1) 一, 二, 三, …… [節]
- (2) (一), (二), (三), …… [項]

3. 数字について

横書きでは原則としてアラビア数字を使う。ただし、本文中ではコンマを用いず、万以上の数字には万、億、兆などを用いる。概数の場合は、十数人、数十年などとする。

[例] 23億500万円 1万2000人 第2次5カ年計画 表1 0～5歳

縦書きでは原則として漢数字を使う。 [例] 二十三億五百万円

4. 年は西暦を使用する。特別の暦法による暦を使用する場合には西暦年を [ ] で付記す

5. ワードプロ印刷設定にあたっては、行間を十分あける。大文字・小文字、数字、アルファベットの違いを明確にする。とくに [一] と [-] の違いに留意すること。

## III. 文献の引用および注

1. 文献の引用および注は、横書きでは原則として本文中の該当箇所の右肩に片括弧付きの番号で表示する。[例] 三内丸山遺跡<sup>5)</sup>は、……である<sup>6)</sup>。

縦書きでは原則として本文中の該当箇所の右に両括弧付きの番号で表示する。[例] 藩。

2. 出典または注は、本文末尾に一括して番号順に記載する。その際、雑誌の場合は、著者名、論文等の題名、掲載雑誌名、巻・号、頁、発行年を、また単行本の場合は著者名、書名、出版社名、頁、発行年を記載することを原則とする。[例] 福島真人「内面とカージャワ神秘主義と伝統的政治モデル」『民族学研究』52(4)(3月) pp.330-350、1988年。

3. 前出の文献を再び引用する場合は前掲、続けて同じ文献を引用する場合は同上で表記する。

[例] 前掲「内面とカージャワ神秘主義と伝統的政治モデル」 pp.351。

同上書（論文）、pp.352。

#### IV. 図表、写真等

1. 1図、1表、1写真ごとに本文とは別に原稿用紙1枚ずつにまとめる。図、表の番号はそれぞれ、図1、表1のように通し番号とし、写真は図として扱う。図の場合にはその下に、表の場合にはその上に、番号とともに見出しを入れる。必ず単位、出所を明記する。

[例]

表1 2006年産日本りんごの主な輸出先およびその数量

単位：トン

台湾	香港	タイ	中国	アメリカ	インドネシア	ロシア
22,123	352	205	197	60	44	36

(注) 台湾、香港から中国大陸への再輸出分は考慮していない。

(出所) 財務省「日本貿易統計」2007年5月。

2. 横書き、縦書きともに、図・表等は縮尺を明示して、文中に挿入する場所を指定する。ただし、カラーページに関しては論文末に一括して掲載して、負担を軽減する。

## 論文及び研究ノートのWeb公開に関する承諾書

弘前大学大学院地域社会研究科  
年報編集委員会委員長 殿

○論文または研究ノートの題目：

私は共同執筆者を代表して、弘前大学大学院地域社会研究科年報第 号に掲載される表記題目の（論文（査読あり）、論文（査読なし）、研究ノート、その他）が、地域社会研究科のWeb上(PDFファイルの形式)で公開されることを（承諾する、承諾しない、部分的に承諾する）。

○部分的に承諾する場合、削除する事項：

（注：上記括弧内のいずれかを丸で囲むこと）

年 月 日

氏名 \_\_\_\_\_ 印

（自署又は記名押印）



## 執筆者紹介

### 論文(査読なし)

[在学者]

外崎 英明：弘前大学大学院地域社会研究科(後期博士課程)地域文化研究講座 在学中

[教員]

増田 貴人：弘前大学教育学部 教授／弘前大学大学院地域社会研究科

[学外投稿者]

奈良 理央：北里大学獣医学部教職課程 非常勤講師

木村 綾花：青森県立森田養護学校

### 研究ノート

[教員]

加藤 恵吉：弘前大学人文社会科学部 教授／弘前大学大学院地域社会研究科

### その他

[教員]

佐々木純一郎：弘前大学大学院地域社会研究科 教授

### 編集委員会

小 瑶 史 朗(委員長)  
大 倉 邦 夫  
加 藤 恵 吉  
羽 潤 一 代  
小 岩 直 人  
長谷河 亜希子

弘前大学大学院  
地域社会研究科  
年報  
第19号  
2023年3月

令和5年3月1日印刷  
令和5年3月14日発行

### 編集兼発行者

弘前大学大学院  
地域社会研究科  
弘前市文京町1番地  
電話 0172-36-2111(大代表)

印刷所 やまと印刷株式会社  
住 所 弘前市神田4-4-5  
電 話 0172-34-4111

2023年3月

弘前大学大学院  
地域社会研究科